

平成20年第2回（8月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成20年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成20年8月26日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成20年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合 大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	松本 匠	2 番	永尾 邦忠	3 番	古川 利光
4 番	野副 秀幸	5 番	石場 照喜	6 番	牟田 央
7 番	木村 和俊	8 番	柴田 安宣	9 番	町田 誠
10 番	酒井 八洲仁	11 番	岩永 和昭	12 番	馬渡 光春

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者	吉次 邦夫	副管理者	吉岡 庭二郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	松島 世佳	代表監査委員	本村 三郎		
事務局長	金原 憲昭	総務課長	今里 良二	施設課長	坂本 昌晴
施設課長補佐	田中 金大	施設課長補佐	村山 岩穂	参事兼運行係長	大石 講二
管理係長	土井 勝好	施設維持係長	杉本 克也	総務課職員	内村 健介
施設課職員	岩本 久志	施設課職員	本田 貴也	施設課職員	松田 祐哉

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作 書 記 山田 圭二 書 記 瀨崎 和也

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議会運営委員会委員の選任について
日程第4	一般質問
日程第5	議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて (長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約)

- 議案第 8号 訴えの提起について
議案第 9号 平成19年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第10号 平成20年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)

5 議事の経過

(午前10時00分 開会)

○議長(中村敏治君)

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成20年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は、13名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の方をお願いを申し上げます。傍聴席入口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。議会の進行を妨げるような行為は、退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、取材報道のため、撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

○管理者(吉次邦夫君)

管理者。

○議長(中村敏治君)

管理者。

○管理者(吉次邦夫君)

おはようございます。一言ごあいさつを申しあげます。本日、県央県南広域環境組合平成20年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、また、暑い中をご出席賜り、厚くお礼を申しあげます。現在、施設は順調な処理ができております。今後とも、経済的かつ安定的な処理を念頭に置き、取り組んで参る所存でございますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日提出いたしました議案についてでございますが、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて(長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約)」ほか3件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○議長（中村敏治君）

議事日程は、お手元に配布しております議事日程表により執り行いたいと思いますので、ご了承願います。それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。会議規則第87条により、会議録署名議員は11番岩永議員、12番馬渡議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可をいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

皆様、おはようございます。それでは、事業の状況等についてご説明いたしたいと思います。お手元のA4版1枚紙「事業報告関連資料」をご覧ください。19年度のごみ処理状況でございますが、年間のごみ搬入量が82,672トン、処理量は85,753トンで、18年度と比較した場合、搬入量は1,882トンの減、処理量は3,495トンの増となっております。処理量が増となりましたが、所定の能力を発揮させるため、昨年度実施いたしました炉の改善改良工事に、一定の効果があつたものと考えているところでございます。

今年に入りましてから現在まで、ピット高は、5mから6m前後、処理量も2炉運転で1日230トン前後と安定した処理ができておりまして、今後ともJFEと一体となって安全運転を心がけ、併せてJFEに対して、一層の経費の節減・効率的な運転の要請を強く望んで行く所存でございます。

なお、本日現在のピットの状況でございますが、1,475トンの残で、ピットの高さは平均して6.3mとなっております。

次に、余熱利用施設「のんこの温水センター」についてでございますが、ご覧のとおり平成19年度延べ104,178名の利用者、営業日年間30

2日でございますが、1日当たり平均345名の利用という状況で、前年度と同程度の入場者の確保はできたところでございますが、結果的に2月の定例会で補正のご承認をいただいております。約800万円の赤字に対し、協定に基づく施設の運営経費の負担として、約300万円の支出となりましたことをご報告いたします。

運営も厳しい状況でございますが、諫早市を中心とした老人会などへ出向いてのPRや、経営に活かすため近隣の類似施設の状況調査などを行っているところでございまして、指定管理者に対して更なる利用促進、抜本的な経費抑制などを含めて、事業計画の見直しを求めているところでございます。以上で、簡単ではございますが、事業の状況等の報告とさせていただきます。

○議長（中村敏治君）

次に、日程第3「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。現在、南島原市から選出されております岩永和昭議員の委員としての任期が平成20年8月29日までとなっております。よって議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第5条の規定により、引き続き11番岩永和昭議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。よって以上のとおり選任することに決定いたしました。

○議長（中村敏治君）

次に、日程第4「一般質問」に入ります。この際、議長から特にお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁願います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など全て自席でお願いいたします。一般質問の発言順序につきましては、通告順となっておりますので、まず、6番牟田議員、次に、9番町田議員、次に、8番柴田議員、次に、7番木村議員、次に、1番松本議員の順番といたしております。それでは、6番牟田議員。お願いいたします。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

皆さんおはようございます。私は、諫早市議会から選出されております牟田央と申します。本日は、多数の傍聴者がいらっしゃる中で一番目に質問するのは、非常に緊張をいたしております。皆様方からの絶大なご支援によりまして、立派な質問ができることを願いながら質問をいたします。理事者の方も管理者だけでなく、副管理者の答弁も求めますので、真剣な答えをお願いしたいところであります。本日は、発言時間と残り時間が、普通は表示があるんですが、無いのでどういう具合な表示をするのか分かりませんが、できるだけ議員の発言時間は、正確に測っていただきたい。そうしないと良く分からなくて鈴が鳴らされて、いつの間にか質問が終わったということがないように事務局に言っときます。議長もその点、議員の発言が十分できるように配慮をお願いしたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして、まず第一に訴えの提起についてであります。その一つは、訴えの提起の金額は、いくらですか、二番目は、この訴えの根拠は、何なんですか、三番目、訴えの費用は、どのようなものがあり、また、それぞれいくら位掛かるんですかというのが、第一の質問であります。二番目に南島原市の分担金の特別軽減についてであります。一つは、軽減する理由は、何ですか、二番目に軽減する金額の根拠は、どのような根拠に基づいているのですか、ということです。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

6番牟田議員のご質問にお答えを総括的に私の方からして、後は事務局長の方から答弁させたいと存じます。これまで平成17年度から19年度の燃料や電気の超過分等の負担の精算について、会社の方と私の方で協議をして参りましたが、お互いの主張が相容れない状況が続いております。そのような中、これまで当初予定した2炉運転が、3炉での運転となったことや用役費の増の説明をJFEより、ごみ量、ごみ質によるものと受けているところですが、平成19年度末で完了した改善改良工事後の運転状況は、2炉運転で十分な処理量を保っております状況から、これまでの説明では納得できず、性能発注した施設が要求通りに造られているかどうか明らかにすべき時に来たとそのように決断したところでございます。

以上のようなことから顧問弁護士とも十分協議をし、当初の契約に基づく用役費等の精算と現在のプラントが契約要件を充たした施設になっていない

という債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を起こそうとするものでございます。請求予定金額は、19億7千683万563円でございます。訴えの相手方は、JFE環境ソリューションズ株式会社とJFEエンジニアリング株式会社でございます。詳細につきましては、局長から答弁させたいと存じます。以上でございます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、私の方からは、訴えの提起の金額についてお答え申し上げたいと思います。お答えをいたします前に議長にお願いを申し上げます。ただいま、議案8号に関連した質問がございましたので、お手元に配布しております議案第8号資料を用いてご説明させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（議長了承。）

それでは、ご説明させていただきます。この一覧表は、この施設の建設工事を落札しました旧川崎製鉄株式会社から平成14年10月22日に提出された応札提示額と17年度から19年度それぞれの実績額を比較して、その差額を合計して請求予定額を算出しております。これらの金額につきましては、一番下に※で記載しておりますが、当初覚書及び実績の額は、消費税を含めて計上しております。それでは、左側の項目に従ってご説明いたします。

まず、用水費 水道料金でございますが、用水につきましては当初は上水を使用することにしておりましたが、諫早市からの無料の用水を使用することに変更となっております。実績として記載しておりますのは、プラント用水が不足した場合の補充分と生活用水として使用した上水の料金でございます。

次に、電力費でございますが、応札提示額と比較しますと各年度とも約5倍から6倍の金額となっております。JFEによりますと、「ごみ質が基準の2,000キロカロリーを下回るため、発電量が計画より低く、また2炉運転でも残りの1炉が待機状態の場合は、3炉運転に近い状態となり、電気の使用量が多くなる。」との説明でございます。

次に、ガス料金についてでございますが、これにつきましても応札提示額と比較しますと、各年度とも約5倍から6倍の金額となっております。JFEによりますと「計画よりごみ量が多かったことによる3炉運転の増加。ごみ質が基準の2,000キロカロリー以下でありごみ質が悪い。ごみの融点

が高く溶けにくいなどの理由により、使用量が多くなっている。」と説明がされております。

次に、薬品費、油脂費、人件費の3つをまとめて運転委託費として契約しております。運転委託費につきましては、計画よりごみ量が多かったことで、3炉運転に対する人員の増員となっております。

次の維持管理費につきましては、ほぼ予定通りとなっております。

その次、副産物の搬送経費につきましては、応札提示額と比較しますと実績が約1.5倍となっておりますが、副産物の搬出量が計画よりも多かったことによるものでございます。

その下、小計の欄でございますが、応札提示額の各項目の合計と各年度の実績の合計を上げておまして、その下が、応札提示額を1とした場合の各年度の倍率を記載しております。

その下、当初覚書との差額（A）ということで、各年度ごとに応札提示額との差額を記載しております。

その下、追加工事といたしまして17年度と18年度で4つの工事を行っております。まず一つ目のRO膜でございますが、RO膜と申しますのは、0.1から0.001ミクロンの分子を分別する膜で、水処理する段階で主に塩分の薄い水と濃縮した塩水に分別する装置で、最終的には塩水を乾燥させることで工業塩を取り出すものでございます。平成17年度当初のごみの搬入量から年間9万トン程度が予想されたことから、JFEから、「ごみ処理量が年間9万トンに増加することにより、塩製造設備の中のRO膜が能力不足となり、RO膜処理を継続していくと必ず透過水量が低下し、膜の薬品洗浄及び交換が必要となるため、現在のRO膜1系列を2系列にすることで、交換時間の短縮、待機時の再生機能の付加を行い、その能力を増強する必要がある。」との提案がなされたもので組合として組合の負担のもと設置したものでございます。次の液体酸素貯留設備でございますが、これは酸素PSAという酸素発生装置でございますが、それを補助するためのものでございます。JFEから「難溶解物及びごみ量増への対応として、施設能力に余裕を持たせるため液体酸素で補助します。」との説明から設置したものでございます。次に、予備炉下部でございますが、JFEから予備炉下部がない場合、炉を停止してから炉の耐火物の補修を行い、立ち上げを行ったあと、ごみ処理ができるまで約50日程度かかります。しかし、予備炉下部を準備し事前に耐火物を貼り付けて交換することで、30日ほどで処理することができるようになり、1炉につき20日程度の工期の短縮が図れ、その分処理量を増やすことができますとの説明から設置したものでございます。次のシリカ除去装置でございますが、この装置は水に溶け込むシリカという物質が、熱

交換器へ付着したり、配管を閉塞させることで処理能力が低下するため、シリカを取り除く装置でございます。「プラント水として使用する用水のシリカや全硬度が計画値よりも高いため、冷却水の水質が悪化し、熱交換器を閉塞させるため安定操業ができなくなります。これを防止する。」との説明から設置したしたものでございます。これら4つの工事につきましては、ごみ量が計画よりも多く、ピット高も高いということで、JFE側から提案があり、組合といたしましても構成市26万市民の生活に不便、迷惑をかけることがないように、早急な対応が必要だったことから、やむなく組合の負担で工事を実施したものでございます。

しかしながら、昨年度の改善改良工事後の処理状況を見る限り、当初から今現在の処理能力が発揮されておれば、果たして追加工事が必要だったのか、検証しなければならないとの考えから、今回の請求予定として上げているものでございます。以上4つの追加工事を含めまして、請求予定額の合計が19億7千683万563円となっております。これに関する回答は、以上でございます。

次に訴えの根拠は、何ですかというご質問でございますが、用役費等の精算について交渉を行ってききましたが、その中で経費が嵩んだ理由といたしまして、JFEは、ごみ量、ごみ質が原因との主張をいたしておりました。また、変更後の覚書的前提条件である年間ごみ処理計画量の80,665トン、ごみ質2,000キロカロリーと現状が異なるために罰則規定により補償は発生しないと言う主張で、罰則規定を主張する組合との双方の主張は大きく隔たっております。そのために覚書を含みます契約の原点である建設工事の契約、応札条件とそれらの解釈・運用を確認した当初の覚書に立ち返って精算を行おうとするものでございます。加えまして改善改良工事後の運転状況は2炉運転で十分な処理量を保っている状況から、追加工事も対象としたものでございます。

次に訴えに伴う費用でございますが、訴訟代理人でございます弁護士への訴訟行為委託料といたしまして、着手金210万円。弁護士の出廷旅費日当29万4千円、弁護士事務所の通信費、その他の事務費7万円で委託料合計246万4千円でございます。そして、今回の請求予定額での裁判所への申立て手数料といたしまして、498万円。裁判所への予納郵便切手代3万円、職員の裁判所等への随行旅費10万円で訴訟事務に係る経費の合計は、757万4千円でございます。以上でございます。

次に南島原市の分担金の関係でございます。まず、分担金の負担問題につきましては、現在まで解決いたしていない状況でございます。これまでの経過を申し上げますと一昨年18年2月に当時合併を控えておりました旧布津

町及び深江町の町長名で、組合で処理する分が8町のうち、旧布津・深江の2町分のみであるという事情から、分担金の軽減措置についての要望書が提出され、また、同時期の副管理者会で、島原市からも負担の見直しについての要請があり、これまで約2年半に亘り協議を重ね、昨年からは副市長にお集まりいただいて、鋭意協議をしていただいておりますが、未だ全市が合意できる方法に達していない状況でございます。このような状況の中、本年4月28日の副管理者会で、これまでの見直しの検討、協議経過を踏まえて南島原市の事情に対する一定の理解により、臨時、特別の軽減措置を行なうことに4市の合意がありましたので、今回補正予算で計上しお願いしているところでございます。何卒ご理解を賜りたいと思います。

なお、今回の軽減措置につきましては、あくまで臨時、特別な措置でありルール化を前提とするものではないということで、今後の負担につきましては、今回の特別軽減とは切り離しまして、今後も協議をお願いするものでございます。

根拠についてでございますが、この特別措置につきましては、県の方にも相談確認いたしておりますけども、構成市の負担支弁の方法を定めております組合規約第12条第4項の規定において、支弁の方法つまり運営経費、建設経費については、平等割が20%、人口割が80%、運転経費については、平等割が20%、処理量割が80%となっておりますが、この規定に関わらず特別な理由により、組合議会の議決を経て特別な基準を定めることができるとなっております、この規定の適用をさせていただいたところでございます。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

この訴えの根拠は、まず平成14年10月15日に管理者たる吉次邦夫様が、入札業者への応札条件というものが出されたわけですね、それで入札が執行されまして、仮契約というものが平成14年10月31日、それで平成14年の11月7日にこの契約の承認の臨時会を開かれて、11月7日に本契約に至ったと、それで先程説明にあったようにこの工事を請負った川崎製鉄株式会社が平成14年10月22日に消費税抜きの年間経費が5億8千652万8,000円という明確な数字を出してきたということですね。まず、その今説明のあったように契約書があり、それからまた覚書があり、それでまた変更の覚書があると、その位置付けがどうなのかということが、問題なん

ですね、きちっとした法的根拠は、あくまでも契約であると私は思うわけです。その後、枝葉として覚書が作られたと、そしてまたその後の平成16年12月22日ですか、また変更の覚書が作られたという具合に20年の2月の20日に応札条件その他の物証と言いますか、そういう物が出てくるわけですね、管理者にお尋ねしますが、一番大事な物は、私は契約書だと思うんです。覚書は、枝葉と言いますか、そういう物だと私は理解しておるんですが、管理者の理解を説明して下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

その通りですね、契約書が、基本的な事項であるわけで、覚書というのは、言わばそれを補完すると言っては、あれですかね、やはり契約に基づいて仕事をするわけですので、今回の訴訟につきましても、それを基本にいたしましてですね、訴訟を起こそうということでございます。以上でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

そうするとですね、平成17年の実績は、先程説明があったように追加工事3千975万79万5,000円、それから18年においては、液体酸素貯留設備だとか、予備炉下部の工事だとか、シリカ除去装置をいわゆる1億9千477万5,000円、これは、JFEの言うがままに工事をせざるを得なかったということですね、そういうわけでしょう。それで工事をした暁には、それでまた19年の6月から20年の3月に掛けてJFE自らが、この炉は完成品じゃないという認識の基にね、おいて自らの費用で欠陥を直してきたと私はそういう具合に理解してるんですよ。工事ができたら3炉運転しかできないと言いながら、現在では2炉運転になってるわけですね、やっとなりともな完成品になってきたという具合に私は理解するんですが、そういうことですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これまで処理の停滞とか、用役の問題もございます。昨年度実施いたしました改善改良工事で先程申しましたように現在1炉100トンを超え2炉でも安定して200トンを超える処理量となっておりますことから、やはりこの施設は、今の時点で本来の性能に至ったというふうに評価をいたしております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

やっぱり企業というのは、そういう一部事務組合とか何とかをね、利用しながらね、やって行くんだと、私は2月にも発言したと思うんですが、いわゆる環境組合のお金を使って、そして自分が本来負担すべき物を組合に負担をさせながら、今までやってきたという経緯があるわけですね、だから平成17年のいわゆる当初覚書の応札提示額、これは全部、平成14年の10月22日に1.05を掛けた数字だと思うんですが、そういうことですよ。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

消費税相当の5%を上乗せいたしましたものです。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

そして、平成17年、18年、19年度この実績がなされてますが、私は18年度の決算の時にあえて認定しないと発言したと思うんですよ、だからまさしくこういう負担をさせられたから精算とそれから債務不履行の損害賠償を請求するに至ったわけでしょう。平成17年の決算もただ掛かった費用を並べただけというふうに私は理解するんですよ。平成19年度もその次には、決算書が出てくるわけですが、これも掛かった費用を並べただけということになるかと思うんですね、ちょっと話は飛びますが、依頼する弁護

士はどなたに依頼する予定ですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

依頼する弁護士は、お二人を予定しております。お一方が、顧問弁護士でもございまして、諫早総合法律事務所を主宰していらっしゃいます龍田紘一郎弁護士でございます。もう一方が、長崎で浦上法律事務所を主宰しておられます山本和人弁護士のお二人を予定しております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

この議会で訴えの提起が可決されたら、いつ頃訴えを起こされる予定ですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

顧問弁護士とも今現在相談をしておりますけども、9月の末頃までを目途として作業を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

訴えを19億円あまりの額ですから、だいたい裁判は何年位掛かるんでしょうかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

こういった裁判ですので、はっきり私どももどれ位とは言えませんが、一般的にお話をお伺いいたしましたところ、2年から3年掛かるのではないかとこのように聞いております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

取らぬ狸の皮算用と言うちゃ失礼なんです、裁判で勝った19億7千683万563円、それに請求時からおそらく今商法じゃ6%ですから、6%の利息を付けて返ってきたら一体この金どこに入れるんですか、どういう処理をするつもりですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まだ、具体的にその辺のところは4市で協議いたしておりませんが、考えられる方法とすれば、それぞれ17、18、19の負担に応じて各市にという方法もございます。もう一つは、今後、組合の財政の為の資金に充てるという方法もございますけども、これらにつきましては、今後、状況を見ながら4市と十分協議を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

通告なしで本村監査委員、このお金がもしも入って来たら、どうするのが最適とあなたは、お考えですか。

○代表監査委員（本村三郎君）

代表監査委員。

○議長（中村敏治君）

代表監査委員。

○代表監査委員（本村三郎君）

まだ、確定したわけではありませんので、今の段階です、あれこれと言うのは、あまり言ったら相応しくないんじゃないかと思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

二人の弁護士に頑張ってもらって、満額とにかくその被告となるべき者ですね、この方々からいわゆる精算、それから債務不履行による損害賠償ということで頑張ってもらいたいと思います。この議会もですね、平成20年の2月20日から非常に開かれた議会になってきたと思うんですね、管理者も随分身が軽くなられたと思うんですが、やっぱりですね、世の中隠し事をしたら非常にね、職員も体を痛める、そして議会も疑心暗鬼になる。それでやっぱりですね、裁判の進行状況も議会になるべく報告できるものは、報告してもらいたいと思います。

次に南島原市の分担金の軽減についてに移りますが、2月20日にはですよ、奥村副管理者は、議会に出席されませんでしたね、色んな事情があたりだったんでしょう。そして、松島副管理者も出席しておられなかった。その中でこの議会が論議したのは、諫早市においてもですね、4千万ばかりの負担の提案があったわけですよ。それは、色んな副市長なりなんなりその方々のね、色んな交渉が纏まらなかったと、で諫早市においても2月20日に環境組合の議決があったから、4千万ばかりの諫早市の予算は、不執行にしておるわけですね、それぞれの構成市ですよ、これそれぞれ予算を組んでおられるわけでしょう。負担金としてね、これ財政調整基金から5千万あまりですか、出とるんですが、これね今、局長の答弁では、私納得しないんですよ、協定が全市でね、がっちり交されたんだったら分かるんですよ、それは。何で南島原市確かに1万3千なんぼのいわゆる方々ね、ごみが県央県南組合にきてるといのは、分かりますが、協定が変更にならずに何でこの特別に減額する理由がね、さっぱり分からない。それから、また、5千86万8,000円のこの根拠さっぱり分かりませんよ。もっとね、しっかり説明をして下さい。掴み金をね、するみたいな感じで3期、4期分をね、減額されてるようですが、しっかりした数字の根拠がね、今の説明ではなってませんよ。説明して下さい。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、現在の南島原市の状況につきましては、先程申しましたように全旧8町が合併されて、うち6町分は南島原市自前の処理施設で処理をしておられまして、残り旧2町がここ県央県南クリーンセンターにごみを持ち込まれて処理をしております。現在、規約に基づきます負担につきましては、旧8町のうち2町分にも関わらず、平等割20%につきましては、4分の1、1市として、取り扱っている状況でございます。このことにつきまして、何か軽減の為の対策を講じる必要があるというのは、4市共通した理解でございます、その軽減を含めた今後の規約、分担金ルールをどのように作っていくかをずっと協議をしておりますけれども、残念ながら現時点4市が合意できる方法まで至っていないということでございます。そういった中で今回5千86万8,000円を軽減しようとなったところでございます。この根拠、今、私ども組合といたしましても、何十案という案をご提案をしながら、それらを精査していただいて、今、副市長会議におきまして、二つの案がございます。一つの案は、参考までに今回補正の一番最後に分担金の資料として付けております11ページをご参照いただければ、少しお分かりになり易いのかなと思いますけれども、分担金の一つの案について少し説明をさせていただきます。3つの勘定がございます、建設費、運営費、運転費、その中の一つ一番最初の建設費につきまして、これにつきましては、旧合併前が17ございました。17に戻す方法、ですから例えば諫早市でございますと1市5町が合併して新しい諫早市ができております。その諫早市の場合、17分の6というふうな負担になります。これが各市合併前の市町の数が分子というふうなことになります。そこで運転費につきまして、先程申しました2つの施設を持っているということで、それを2分の1に軽減しようということで、軽減した金額につきましては、各市のごみ量に応じまして、再配分するというので、その場合おおよそ5千百万になります。軽減額になります。もう一つの案もございます、今、説明した案の対案として出されておりますけれども、南島原市の運転費につきまして、前旧8町のうち2町分がここにきています。8分の2にすればどうだろうかという案もございまして、その場合も約5千万の軽減になります。その方法に乗かって軽減額を決める方法もございましたけれども、やはりそれぞれ先程申しますように4市全市の一致という状況ではございませんので、それではご了解いただけませんでした。そういった中で一つの方法として、平成19年度の分担金南島原市には、約2億ちょっと負担をいただいておりますけれども、その分の4期目の額が今そこにごございます5千86万8,000円になっておりまして、牟田議員、根拠が無いというふうにおっしゃてられますけれども、具体的な根拠じゃ無くしてこの近似する額、任意な額として決定するというのが、4月28日に開

催いたしました各市4市の市長会議、副管理者会議で決定をいただいて、その額をお願いするものでございますので、どうぞ宜しくご理解を賜われればというふうに思っております。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

これね、色んな案が出てくる。それから南島原市のね、これ見ると分担金の4分の1だとか、色んな矛盾があるのは分かりますよ。だけども4市がね、この施設を利用するんだから、お互いに譲りあってね、纏まらんことには、財政調整基金がね、10億ばかりあるから、この金を使ってね、南島原の5千86万8,000円を減額しようじゃないかというのは、これは筋が通りませんよ。掴み金ですたい、こういうことがよう副市長とかね、市長、管理者とですよ。財政調整基金というのは、どっかが申し入れればね、それは金を使って良いのかと、色んな案があっても妥協ですから、4市で妥協してそれぞれがこういう具合にしようねと決定をされんままにね、何で5千86万8,000円南島原市だけ財政調整基金のお金を使ってするかっていうのを私は納得しないから、今、質問してるんですよ。皆んなね、やっぱりね、県中央南組合の施設を利用するんだったら、お互いが譲りあって、諫早市だって、4千万の負担金を一応弾いたわけでしょう。吉岡副管理者いらっしゃいますが、色んな副市長、その他の交渉をあなたの命を受けてさせられと思うんですが、お互いやっぱり譲り合わないとかね、できないと思うんですが、吉岡副管理者答えて下さい。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

この負担金の問題につきましては、先程局長の方から縷々説明がございました。今現在もですね、色んなこの案をですね、副市長会で検討をいたしているわけでございます。やはりおっしゃるようになりますね、一番最初にこれを作る時には、平成11年でしたかね、その時ずっと話をして来まして、最終的にやっぱり建設費、運営費或いは、やり方ございますが、全体の2割をですね、平等割にしようと、その時は2市15町で17市町でございます。それで、2割を平等割と残りをですね、人口割だとか、運転費でございますと

ごみ量割とかですね、そういったようなことで参ったわけでございます。それがまず最初の出発点でございますので、その辺のことをですね、やっぱりきちっと頭に入れておかねばならないというふうに思っているわけでございます。

平成11年に始まったこのごみの焼却につきましてはですね、県下をブロックに分けて、県の指導もいただきながら、国の補助もいただきながらですね、やっぱりまず第1は、ダイオキシン対策ということでございまして、その中でどうするかということでこれまできたわけでございます。やはりその原点はですね、きちっと大事にせないかと、やっぱりこの区域に居られます26万人の人の為の施設でございますので、その辺を念頭におかなければならないというふうに思っているわけでございます。その後、合併その他ございましたけれども、その原点はですね、やっぱりきちっと考えておかなければいかんと、そういった中ですね、ただ、この南島原市におきましてはですね、8町が合併されまして、そのうちの2町だけがこの県央県南に入ったということでございますので、そのどうしてもですね、全体的に人口を見ますと2町で1万3千人位でしょうか、でございますので、全体的な、先程局長も申しあげました議案10号の附属書類として11ページがございますけれども、この最後の分担金のところを見ましてもですね、島原市、諫早市、雲仙市、南島原市でございますけれども、南島原市が2億円ちょっとでいうふうなことでございまして、そういった色んなことをですね、考えた場合にやはり負担がちょっと重過ぎはせんかというのがございましてですね、副市長会或いは、私ども副管理者会で話し合いをした結果、5千万程度の軽減をですね、するということになったというわけでございますので、その辺はですね、色んな様相をご勘案いただきまして、この分につきましては、暫定的ではございますけれども、そういったことでお願いをしたいということでございます。以上でございます。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

きちっとした根拠があれば私は良いんです。今年限りという暫定的に5千万でしょう。来年また2月に、2月か何月かにね、予算の議会があるわけですよ。その時もまた決まらんと、その時もまた協定通りの負担をお願いしますと成らざるを得んわけですよ、それでまた実は2億3百58万6,000円位ですたいね、南島原の負担がなると、また来年ね、いや、実はまた5千

万程度特別軽減をせんばいかんですよって、ずっとその繰り返しですよ、10億いくらの財政調整基金があるからそれを使こうてしまうまで、ずっと軽減していっちょけ、なんてことにね、成ったら説明ができないことはね、説明ができるようにきちっとするのが政治じゃないんですか。諫早市だって妥協して良かですたい。それぞれの負担を補なって、島原市が負担が高ければ、説明のできる金額を出さないと、いや、特別に算出根拠無かばってん、それは軽減してやらんば、うまくいかんとですよということが今年続く、来年続く、再来年続く、いつまで続くということになるわけですよ、だから、おかしいことは、早く解決して下さいよ。立派な副管理者がいらっしゃるわけですから、それで、住民に説明これできますか、できんでしょう。特別に副管理者と管理者が話し合いをして特別に軽減したんですよって説明、住民なんて納得しませんよ。私がこの議案持って帰って住民に説明できないから、あえてこういう具合に言ってるんです。その他が話合ってもう完璧な物はできないと思います。ある程度譲り合って、そして、諫早市も負担するのは負担せんばいかん、島原市も負担せんばいけん、雲仙市だって負担せんばいけんかも分からん、そしてこの数字を見ると南島原市に軽減をすることになるのは、理解できるから、私はあえて発言をしてるんです。この財政調整基金というお金があるばかりに、だらだらだら特別軽減ということが無いように私は発言しとるんですよ。来年のまた2月ですか、そういう議会があると思うんですが、そこまでに話し合いができるかどうか、ここで私がこんだけ言ってますからね、今度の議会で話ができなかったら、あなた達は、妥協の無い政治家ですかとまたその時に言いますよ、そういうことでね、とにかく全力を挙げて、妥協する以外無いんです。ということで私の質問を終わります。

○議長（中村敏治君）

どうもありがとうございました。それでは一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に町田議員。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

議長に通告しておりましたけどお許しをいただきましたので、この負担金ですね、組合分担金が一番問題のようであります。前任者も先程おっしゃいましたけれどもですね、これが4市が心配を抱えていることが、いち早くやはり解けるようなことを管理者は是非、ひとつやっていただきたいと思うわけございまして、一言だけお願いを申し上げます。組合分担金は、平成11年4月組合設立時に建設費、運営費に区分し、構成自治体から徴収をし、建設費運営費をそれぞれ平等割20%、人口割80%とする構成自治体の市町議会で決定し、その後の運営を行っております。また、平成16年には市町村合併と平成17年度からのごみ処理施設の本稼動に備えごみ処理経費を運転経費として、平等割20%、ごみ処理量割80%で構成自治体が負担する組合規約改正を各市町この議会で議決をし、それに基づいて組合の運営や施設の運転がなされていると思うところであります。過去の組合議会において、組合分担金について議員諸氏から質問があつておりました。その答弁の中で現在協議中であるとのことであつた。現在その協議の進み具合は、どのような段階であるのかお尋ねをいたします。

次に組合分担金時に平等割の市町数についてどのように変わってきたのかその変遷をおたずねいたします。年度ごとの市町数とその市町名を教えてくださいと思います。一応これだけして後はまた答弁次第で質問させていただきます。

○ 管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず組合負担金についてでございますが、現在の協議の進み具合どのような段階であるとか、或いは平等割の市町数の変遷というふうなことでございますが、私の方から総括的にお答え申し上げますが、負担金の協議の進み具合でございますが、昨年から副市長にお集まりいただきまして、鋭意協議をお願いして参っております。まだ現在まで結論に至っておりませんが、18年度からこれまでに担当課長会議が延べ16回、また副市長会議は延べ6回に亘りまして、開催いたしまして協議を進めていただいた経緯がございます。また、来月にも副市長にお集まりいただくとというようなことでございまして、先程も牟田議員にもお答え申し上げました、やはり平成11年に決めまして、そのままずっと来たわけございまして、建設費、運営費或いは運転費等々ですね、2割の平等割と後は人口割とか、ごみ量によって決まっているわけございまして、勿論その間、合併というようなことがございま

した、その分は、後ほど局長の方から答弁いたしますけども、そういったこの最終の17市町、現在は4市でございます。その辺の変遷もでございますけれどもですね、その辺のお互いに討議をしながら、どういう形が一番良いのかということを経済詰めているわけございまして、最終的にはですね、先程牟田議員もおっしゃたようにお互いの地域の住民26万人近くの住民の為のごみ処理施設でございますので、その辺はですね、お互いに譲るべきものは譲ってきちっと決めていかなければならないと私はそのように思っているところでございます。今後とも副市長会で協議をいたしまして、最善を尽くして参りたいと考えておるところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、私の方からはこれまでの市町数等、変遷についてお答えさせていただきます。平等割の基準数のこれまでの変遷でございますが、組合が設立されました11年度から16年度までは、旧2市15町の合計、17市町が平等割の基準数でございましたが、17年3月に旧諫早市、旧多良見町、旧森山町、旧飯盛町、旧高来町、旧小長井町の1市5町が合併しましたので、翌年17年度は、新諫早市、島原市、旧有明町、旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧小浜町、旧南串山町、旧布津町、旧深江町の合計12市町で負担金の算定をしたところでございます。その後、17年10月に先程申しました旧国見町など7町による合併で雲仙市、翌18年の1月には、島原市と旧有明町の1市1町による合併で島原市、また同18年3月に構成として最後の、旧布津町、旧深江町が入った南島原市が誕生したことから、翌年度の18年度からは、4市を基準に負担金の算定を行っているものでございます。以上でございます。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

今、説明をいただいたわけですけども、あのですよ、平成16年8月のですよ、副管理者会で平等割はその年度の4月1日の時点の市町数で算出するとした協議にしたがって、当時の構成市町議会で議決をしております。今、

説明していただいた時点で論議をし、現在の分担割合となっているところから、そのルールはきちんと守っていただいた上で分担金の見直しの協議をお願いしたいと思うわけでございます。その点どのように管理者考えておられるのかですね、お尋ねしたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

先程もお答えいたしましたように、やはり最初の原点があるわけでございます。やはりそれぞれの市町がですね、2割分の平等割については、それぞれ負担しようということが原点になるわけでございます。あと残りは人口割とかごみ量そういったものでやはりその辺の原点は崩すこと無く、しかしながら先程も南島原市のこともございましたが、そういったどうしても実状に合わない場合にはですね、それはある程度の修正があっても良いのではなかろうかというふうに思っているわけでございまして、そういった先程のご質問の通りその原点につきましては、それを踏襲すべきではなかろうかと思っているわけでございます。その辺はですね、副市長会で良く討議をしながらですね、最善の方策を詰めて参りたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

くどくど言いませんけど、組合負担金は、非常にこのデリケートな問題でございまして、このようなどこの市が減額する、どこかの市かが必ず増えるわけですね。すべての市が納得できるような案を作成していただき、全ての市が納得できない場合は、現行を堅持することが当然と思う。付け加えますがですね、多数決で決断を迫るような案はですね、作成しないように重ねてお願いを申し上げて終わりいたします。以上です。

○議長（中村敏治君）

それでは、引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、柴田議員。

○副管理者（松島世佳君）

副管理者。

○議長（中村敏治君）

副管理者。

○副管理者（松島世佳君）

先程来、牟田議員さん、町田議員さんから我々の負担金、私ども南島原市の負担割合についてのご質問があっておりましたので、若干の説明資料を配布する許可を議長いただけますでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

それは、議案の時にお願ひして、一般質問を続行いたします。柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告をしておりました1項から4項あります。この1項に関しては完成して今年で4月1日、3年経つということで、燃料費の立替払いをし、それぞれ本日まで来ていると、今までの交渉の経過と今後の損害賠償を提訴に至った経緯と方向ということで上げておりましたけれども、今、前任者の質問に答弁がっておりますから、後で再質問に関しては、させていただきますけれどもこれを割愛させていただきたいと思ひます。

2項の応札条件性能保証に関する覚書及びその変更に至った経過を平成16年当時の事務局長、次長、参与、総務課長、施設課長をこの場に出席いただいて、その経緯について説明いただけないかということでお願いをしておりますけれども、これについてはどうなのかということで答弁させていただきたいと思ひます、と言ひますのは、前回の2月の定例議会におきまして、私の質問で管理者であります吉次市長が答弁された中で、管理者自身が初めてこれを見たとき、そして中身に関してはあまりよく精査してないというふうなことで、責任は全部私が持つけれども、そういう経緯の答弁がっておりますから、どういう経緯で、どういう形でそういうふうになったのかということに関して、説明を聞きたかったものですから通告を上げておりました、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

3項で国内の施設の運営状況と情報交換及び協力体制について、JFEが今年の2月の新聞報道でされた通り500億の欠損金を今回の総会で計上しております、その中身についてどういうふうになっているかということと提訴して有利な結論を出すためには、他の同様な施設を運営している自治体もしくは、企業と連携をとりながら情報交換しながら提訴していかないと相手は造った会社であるわけですから、簡単に勝ち取るということができないだろうということがあるものですから、こういうことを考えるならば情報の収集と他の自治体との強力なチームを組むということをお前提になるだろうと思

うものですから、そういう考えで臨んでいただきたい、こういうことで質問をしております。

それと4項になりますけれども、この性能保証の変更は機械設備の根幹に関わる重要な問題を誰の提案で、どういう人達が関わって行なわれたのか企業秘密とはいえ、なぜ組合議会副管理者等に対して秘密にして現在までできたのか、その理由は、変更したことによる膨大な負担増が、組合の方に見込まれておりますし、数字も先程言われた通りでございますから、これを解決するためには、専門的なことなどの問題を含めて、専門家を交えた調査特別委員会を設置し、裁判に勝てる体制を築くべきじゃないかなということと考えておりますけれども、そういう調査特別委員会を設置する考えはないのか、それについての答弁願いたいと思います。以上です。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭）

一番目のご質問を取り下げようになりましたので、大変失礼でございますけれども、二つ目の質問の方から私の方で御答弁させていただきたいと思っております。まず、二番目、二つ目の質問でございます、平成16年当時の組合の職員の出席についてでございます。変更後の覚書の締結するまでの経過については、今後当時の状況とか、理由とか、色々確認すべき事項があるかと思っておりますけど、今から始めます裁判の方の部分でもございますし、かなり裁判の方でもその辺は慎重に取り扱われるものと思っておりますので、それまでご要望にはお答えすることはできないということになっております。

次にJFEの500億円の問題でございますけれども、この特別損失についてでございますけれども、JFEグループ傘下のJFEエンジニアリングの子会社でございますJFE環境ソリューションズが長期契約を締結し、運転保守を行っている施設の数件において、契約期間を通じまして将来見込まれる損失を損失引当金として、500億円を前倒しで一括で計上する旨、JFEホールディングスが、今年2月4日の新聞で発表したものでございます。この内容につきましては、非常に私どもも気になっておりまして、2月8日また2月13日付で、文書で回答を求めたところでございますけれども、返ってきた文書は、新聞報道内容以上やそれより詳しい、またこの県央県南クリーンセンターが、それに該当しているかどうかについても明らかにならなかったというふうなところでございます。また、このサーモセレクト方式を採用しているような他の施設との情報交換と申しますか、情報収集でございま

すけど、現在も必要な折はそれぞれやっております。したがって今後はこういった状況になりまして、さらに色々情報交換辺りが、出てこようかと思えますけども、十分その辺は行なっていきたいというふうに考えております。

次に変更後の覚書につきましては、当初の覚書締結後、実施設計に沿って組合とJFEの間で協議を重ね、管理者決裁で締結したものでございます。覚書の公開につきましては、従前JFEから企業の技術的なノウハウまた営業上の差し障りから公開については控えて欲しいというふうな要請がございました。また当時、組合といたしましても交渉中の金額等が、一人歩きして混乱をきたして、誤解を与えてしまうのではという懸念があったことによるものでございます。しかしながら本年2月に組合といたしましても、やはり予算また補償交渉の根拠ともなる変更後の覚書は、きちんと組合議会でもお配りをし、抱えておりますその中に含まれております懸案も明らかにして共有していただくべきと考え、また、JFEからも交渉の中で昨年やっと公開することについて了承を得た為に2月の組合議会においてお配りをしたものでございます。

また、最後に専門家を交えた調査でございますけど、このことも裁判の中で当然専門家を交えた調査、検証が行なわれるものというふうに思っておりますので、現時点、組合として考えていることはございません。以上でございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

それぞれ、答弁があったんですけども、まず1項の方から再質問させていただきたいと思うんですけども、今数字が出ております。皆さん提示された19億あまりの数字があるんですけども、それでいきますと3年間の平均でいけば1年で6億5,894万の金額になろうかとこれは性能保証の覚書からいきますと15年間継続をするという覚書がありますよね、これを縦に計算をいたしますと向こう15年間で98億8,415万の金額になろうかと思えます。機械の性能は、20年間は維持補修しながらやっっていこうとすればできると聞いておりますから、20年間の逆算していきますと、131億7,800万位の金額になろうかと思うわけです。これが覚書を超える金額なんですよね、これが全部の経費じゃなくて超えた経費がここに出て来ると今、皆さんが今答弁された請求する19億の根拠からいけば、こういう

ふうになるわけですが、この膨大な金額の裁判を起こす体制にしては皆さんの収集能力とか、それから弁護士さんの優秀な人を付け加えてありましようけど、相手はこの機械を造った会社なんですよ、管理もされているし、知恵はそっちでからんといかん、それを向こうに回して裁判する以上は、やはり専門家等のここに今、事務局の中で説明はなかったんですけども、ここは当初から総合エンジニアリングというコンサルタントをいれて月額何ぼという感じで相談をしながら、こんにちも運営管理業務等をされているはずですから、これからいきますとこれに対する総合的な判断もその人達と相談しながらやるはずだと思うんですけど、この膨大な金額をですよ体制を整えないと提訴を起こしても、簡単に勝てないんじゃないかと気がするんですけどもいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程ご説明いたしましたように、今現時点では、弁護士は代理人としてお二人を予定しておりまして柴田議員、今後の成り行きをご心配いただいているものというふうに思っておりますけども、具体的な体制の問題、また調査委員会の問題につきましては、私達もそういった裁判という世界に不慣れでございまして、基本的に弁護士の先生に体制また調査委員会の在り方についても、ご相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

当然、法的なことは弁護士と相談しなきゃいかんでしょうけども、相手は日本トップ企業で年間本年度の決算で3,200億円の黒字を出すJFEであるわけですから、弁護士もそうそうたる弁護士団を加えて顧問弁護士を交えて戦ってくるわけで、先程言いますように100億を超す金額を誰が負担するかという裁判であるわけですから、やはり長崎出身の人達も必要なんでしょうけれども、それじゃなくてこの今後のことまで考えますとその金額になるわけですから、膨大な金額に発展する可能性がある場合は、それに構えるべきだと私は思うんですけど、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

現時点では、先程お答えした内容ですけれども、柴田議員のご意見も弁護士さんにこういった意見がありましたということをお伝え申し上げます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

関連がありますから、後でまた続けていきたいと思うんですけど2項に移ります。応札条件性能保証に関する覚書のその変更に至った経過ということで、裁判上発言出来ない部分があるからということでありましたけども、ただ一方では、この覚書は若しくは応札条件とかいうのは、契約が優先であって、これはあなたは枝葉だとそれにOKを出されてますよね。ところが一方では、裁判を起こす根拠は応札条件もしくは覚書に基づいた裁判を起こしたその金額を提示してあるわけです。根幹に関わる問題であるわけですから、枝葉ではないなと思うんです。この機械の性能を保証する覚書なんです。しかもこの覚書通りいけば、この機械の保証をする期間は、向こう15年間とするふうにこの覚書の中に書いてあるわけです。そして、この金額に関して5億8千700万の金額に関しては、その応札金額に関してはこれを締結した契約をした時点で発生するというふうなことで、この応札条件でいきますと燃料費とか、そういう金額が当時の川崎製鉄から提示されております。それは、トン当たり電気代、ガス代が1,270何円でできますということで応札条件の時にあなた達の事務局の方に出されているわけです。現状でいきますと電気代ガス代が年間で5億超す金額になっていると、こうしていきますと今の計算からいきますと6,000円から7,000円になっていると当初、川崎重工業がここに出した金額からいきますと1,200何ぼの金額が7,000円の経費が掛かる炉になっているということで、当時のこの覚書の変更が、この機械が稼動する前に変更されている。それを今、あなたの事務局の答弁では、共有したいと変更した書類を明らかにして共有したいとあり、元の覚書を出さんで勝手に変更されとって、そしてそれを議会で皆さん共有しましょう、そんなことできないですよ。これは本来変更した覚書は

破棄するべきなんです、議会の了解も無い、副管理者の相談も無くて契約を変更しとることに關しては、性能保証の覚書を勝手に変更したことに関しては、議会として議員の一人としてこれは共有できませんよ。変更するべきだと私は思うんです。そうしないとこの裁判自体の勝訴も難しいだろうと思うんですけどいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

変更後の覚書のお話でございますけど、応札条件がございまして、最初の覚書があって、その後、変更後の覚書があり、流れについてはこれまでご説明した通り、最後の変更後の覚書が具体的な施設の実態に合わせたものというふうになっておりまして、当然その中でJFEと解釈について色々協議しております。解釈がJFEと私ども組合とすれば非常に乖離し、そういった中でこの覚書に基づいて限界があるということで、そうであれば基本でございます応札条件また最初の覚書それが基本であって、その中に変更後の覚書があるんだという位置付けで、決して軽いとか重いとかいう枝葉とか考えておりません。ただ覚書による交渉というのが非常に難しいということで、それであれば最初の応札条件もしくは覚書に返ってそれを基に今回訴えて交渉をしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

この機械が稼動しながら、理解しながら変更したなら良いです。契約を結ぶ応札条件を呑んで、入札をした結果落とされた会社と覚書を取り交わしておるわけですね、それは性能保証この機械の保証書なんです。それを変更されて、動きながら変更したなら理解もできるんです、その当時動いているのはデモ機械になっている千葉県の機械だけなんです。そのデータを持っているのは川鉄だけなんです。日本中どこも動いていないんです。その前に覚書で入札した結果を変更してからここを動かしてきたということになれば、信義にもとるようなことではないかと私は思うんですよね。ですから、皆さんは枝葉というふうな発言の中で、そうですという答弁があったんですけど僕はその機械の根幹に係る性能保証に關しては、これ揺るがせないことであるわけで、その契約の通りいくなら向こう15年間5億8千700万、年間経費で運営しますということになっとるわけです。ですからこれは大事にし、

これに基づいて裁判をかけるはずですから、当然、向こう15年間の保証書である5億8千700万の金額は譲れないというならば、その覚書を変更した変更は共有したくないというふうなことですけどもいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、おっしゃいますようにまず覚書にはらんでいるいろんな課題、問題については、議会にも明らかにし、その内容を共有していきたいというふうにご考えております。今、ご覧のとおり請求予定額ですね、この金額につきましては、今、柴田議員のおっしゃいます5億8千700万それに消費税が加わって参りますけども、それを基に請求しております、今回の裁判によってその辺の整理がされますと今後整理された内容によって、次の契約あたりに生かされてくるという考えでおります。ですから、我々も今、おっしゃるように最初の覚書、また応札提示額5億8千700万円、それに消費税を加えた6億少しの額でもって、JFEに主張をすべきは主張して参ります。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

方向を変えますけど、あなた達の了解の上で作った資料があります。これは平成14年度の時の応札条件と思うんですけど、その中で川崎製鉄が、この県央県南広域環境組合に出した川崎の提示額があります。ここでいきますと電気代がトン当たり500円、天然ガスのLNGが777円、そして右の方に行きますとこれ重野、前施設課長がこれを書き入れた数字ですから間違いないとだろうと思うんですけども、平成17年で6,146円、18年で7,759円、平成19年度で7,262円、あなたは先程牟田さんの答弁で、この機械は正常な稼働と言われたんですけども、川崎製鉄から見ますと当時平成14年は、まだ、どこもこの機械が動いていない時分の推測での数字だろうと思うんです。でも、いやしくとも天下の川崎製鉄が1,277円で1トンの電気代、ガス代が処理出来ますという提示してあるんです。それが6倍近くの金額になってくれば、この機械は構造的な問題があるんですよ、稼働率の悪い機械だったんだということが、その時点で証明できたのは、たぶん川崎製鉄が作っている覚書の変更をしている16年の12月に動いてる

機械はデモ機械だけですから、それに基づいて皆さんたちが変更をしたとするなら完全に乗せられたんだなと私は思うんです。ですからこれからいきますと覚書の中にあります瑕疵の問題、これ構造的な欠陥を含めてるということであれば、これは重大な瑕疵ということが成立するわけです。罰則じゃないんです。瑕疵です。この機械の欠陥品だということをこの天然ガス並びに電気代の金額から見ますと当初の計画より5倍も6倍も掛かってるということでは、そういうふうになるだろうと思うんです。それを書いてあるのが、その大事な覚書なんです。それを変更するとなれば大変なことになるんです。しかも変更した品物に関しては、電気代が2炉運転で効率の良い運転をした場合は、電気代が4,000キロワット発電できるから使うのも4,000キロワットだから、電気代は0になるとあるんですよ。今払っている2億4千万から2億7千万あまりの電気代が本来0になってこそ、あなたが言う正常の運転になるんです。そうでもないでしょう、電気代は未だに、今年も膨大な金額を払ってあるでしょ、だからあなたが言う答弁者に対して発言された効率の良い元来の機械に戻ったと言えないんです。それが、そういう認識が違う時に裁判に勝てるわけないんです。相手はこれを造った会社なんですから、そういう認識を冷静に受け止めて当初からの流れていうことをわきまえた上で臨んでいかないといかんだろうというふうに思うんですけど、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私どもも、今後の裁判には極力有利な方に持っていけるように、精一杯努力いたしますし、その為に代理人弁護士の先生お二人ご支援していただくわけです。今、資料ちょっと分かりませんが、確かに当初の予定からすれば電気、ガスについては非常に使用量が見込みを上回っております。それは間違いございません。組合としてお支払いしているのは、当然ガスにしても電気にしても支払いの相手先が、九州ガス例えば電気にしては、九電となりますので、組合で支払わざるを得ませんので、そういったことになって、その為に3年後に精査をするということで精算協議を行っております。きちんとその精算がなかなかそれぞれの主張が異なりまして、今のところ平行なものですから、この交渉の場を法廷の方に持って行って、きちんとしようとするものでございます。ここで一点、柴田議員のご質問の中にございました瑕疵欠陥というふうなことについては、裁判の中で基本的に明らかになってい

くものというふうに思っておりますけれども、今回私どもが訴えの提起資料の中にありますのは、17年から19年の用役費等の精算それと債務不履行に伴う損害賠償というふうに記載をいたしております。欠陥という言葉は使っておりません。今現在、おかげさまで改善改良工事後、昨年末から非常に炉の調子は能力を上げて、これがやっと本来の能力が発揮されているというふうに考えております。ただし、ガス、電気については、ガスについては約30パーセント少しの節減が見えてきております。ただ、電気については、なかなか減ってこない状況で、このことについて私どもは債務不履行というふうに考えております。例えがまずいかもしれませんが、債務不履行と欠陥どう違うかちょっと説明させていただきます。例えば、私が新しく家を造って、私身長があるもんですから、鴨居に頭をぶつけないように、普通より20cm、2mの高い鴨居を付けたにも関わらずできあがったら、普通の1m80cm位で、頭をぶつけてしまうと仮に起こった場合とします。それとたまたまその家が雨漏りいたします。例えばその場合の整理の仕方は、設計に書いていた鴨居の高さは2mであったにも関わらず1m80cm。その場合は、欠陥と言わなくて債務不履行。ただ雨漏りが非常にひどいというのは欠陥。それをクリーンセンターの状態に置き換えますと処理能力、基本的なところでございます。これについてやはり出てないのは、そういった可能性がある。ただ応札条件等で示した用役、電気、ガスが満たされていないのは、やはり債務不履行であるということと判断いたしまして、今回は債務不履行による損害賠償を提訴させていただくものでございます。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

続いて3項の方で500億円ということについての質疑をさせていただくのですが、今答弁された2月4日の日経新聞等からいきますとこのJFEが何で500億円を積んだのかなということが書いてありますが、このサーモセレクトの炉は、JFE発足する前の11年まで川崎製鉄が造っておったと、しかし、これはガスや金属など大半を再資源化できるということで画期的な処理技術だと高い評価を受けたということが書いてあるんです。ただ、残念ながら本格稼動をする直後から耐火材が著しく磨耗すると、要するに炉の壁が傷みやすいということで、今後維持管理費にえらい金が掛かるだろうと、ということでその請求されることを前提に500億円欠損金として積んどきますというのがこの新聞の内容説明なんです。これを先程言いますよう

にこれがJFEだけじゃなくて荏原にしても、石川島播磨重工業にしてもこのごみ焼却場に関してそれぞれ欠損金を計上しております。というのは、それぞれの自治体でそれぞれが川崎だけじゃなくて色々な企業と色々な自治体を取り交わした中で、それぞれトラブルを起こしながらやっているという炉、機械は全国にあると、ですから情報は広い意味で交換しながら戦う準備をしないと一社だけが悪いんじゃないで、全体の中でこういうふうには自ら欠損金を計上すること自体がこれらが何百箇所あるなら良いんです。サーモセレクト方式はですね、私が調べた範囲では千葉県のデモ機械以外では埼玉、岡山、徳島それからこの県央県南のこれ4箇所なんです。同じ機械だといわれている三菱マテリアルが造ってる青森の下北の機械も同じ会社が造った機械を三菱が納入していることでもありますから、それを入れたら5箇所なんです。500億計上してあるということは、今から向こう17年間500億位この機械には掛かりますよということで、大事な金を欠損金として計上して、総会に臨んでいるわけで、ということは自らこの機械が多大な計算以上の金が掛かるということを実証してあると思うんです。しかも、全国にここまで入れて5箇所しかない機械でありますから、一箇所あたり、他の機械はですね、1日12トンとか、140トンの処理能力しかないんです。ここと岡山が1日処理能力が300トンということで、これから見ればこども将来えらい金が掛かるであろうということを実証した500億だと思うんですけど、裁判の中でそれは当然出てくるだろうと思うんですけど、そういうことで理解し、臨んでいただきたいと、ですからこの補修費がですね、今年3億近く補修費を計上してありますけど覚書からいきますとですから、そういうことで造った企業自身が他の会社も含めてですね、問題があるといことを証明したと思うものですから、胸を張って会社に請求して良いんじゃないかと思うんですからいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

確かにJFEが全国に設置しておりますこの方式サーモセレクト方式は4箇所、他に青森下北のほうに動いております。あくまでも今回500億の欠損の引き充てにつきまして、私ども非常に気になっております。すぐ当日JFEの方にも連絡を取ってきちんと説明をというふうなことでございますけども、ここの施設の具体的なものについては含まれてない、併せましてこの我々が先程申しました2月8日、13日何処にどういったものをと客観的

に我々ここを管理しているものですから、非常に気になっておたずねしたところ、これはあくまでもJFE内部の財務処理上の問題というふうなことで具体的な内容については一切説明があっておりません。ただ今、柴田議員がおっしゃいますように私達もそういった考え方は持っております。以上です。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引続き一般質問を続行いたします。柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先程の続きをやらせていただきたいと思うんですけど、どうも意見のかみ合わない部分が2、3あるような気がしまして確認をいたします。

管理者は、覚書の変更に印鑑を付かれた一人として責任を取るという発言をされておりますし、当然そうだろうと思うんですけども、ただ変更した覚書と変更する以前の覚書の違いがあるわけです。何が違うかていったら変更することによって、用役費年間に5億から6億掛かっておる電気代、ガス代がこの変更した時点でなくなっているわけですね、ですからそれを経費としては出てこなくて、その変更した書類の中で電気代は、こういうことで経済効率の良い運転をするなら4,000キロカロリー発電して、買う必要が無い、したがってただであるというふうな解釈するような文言があるわけですけども、そういう形でなれば、良いんですけど残念ながら、未だに5億あまりの経費が掛かっていると変更しなければ5億8千700万で契約ができると品物を変更することによって、その年間の5億あまりの金が抜かれて、それが変更された覚書の中に出てきているということになれば、年間の5億位の経費が誰が責任持つかという変更した人の責任問題が出てくるわけなんです。それをとやかくいう気は無いんですけども、そういう重大な変更をするなら議会の了解をとるべきじゃないかなということでは覚書にこだわるかというたら、事務局長見てください、この覚書の用役費の欄があります。この中でこの用役、副産物、維持費補修費人件費の補償ということで1項から3項まであるわけです。その用役費、維持補修費、運転管理費人件費の総額は、年間平均5億8千700万円以内とするという覚書が締結されているわけで、これが3項の規定は正式引渡し後15年間有効とすると書いてあるんです。この覚書の中で、そして本条件に規定する金額は甲乙が発注した場合に限り締結されると、広域組合とJFEと契約を締結した時分に成立をすると書いてあるんです。これが変更されたことによってさっき言う用役費が抜かれて

ると、しかも残念ながらここに後の方で性能保証の変更の覚書の中で、この覚書以下他のものが書いてありますけど、元の覚書は、この書類の中に変更された中で抹消されていると、この変更した覚書を優先すると書いてあるんです。ということは覚書は先程言います向こう15年間契約をしていきますという5億8千700万の金額が変更したことによってなくなってしまっているというふうなことでございますから、そこら辺の、大きな問題の数字が違ってくるということですから理解いただけるもんかなということだと思うんですけどいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

覚書に、変更前の覚書におけます5億8千700万から変更後の覚書、この中に3年間の経費として14億6千100万という金額を記載いたしております、それを1年に置き換えますと4億8千700万、したがって最初の覚書から変更後の覚書の間1億円の金額が減っております。その1億円につきましては、直接組合が契約を交わしております電気並びにLNG燃料費ですね、そっちの方にあたっているものというふうに思っております、これについては、変更覚書を協議する中でそれをされております。最初に申し上げましたけれども、今、当時の覚書から変更覚書に至った経緯につきましては、今後その裁判等の中で非常に大きなウエイトと申しますか、なつて来ようかと思っております、私どもも若干調査などいたしておりますけれども、現時点では、ご説明すべきではないというふうに考えておるところでございますので、どうぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

今、局長の言われた通り14億の3年間ということがあります。ただし、これには補修費と人件費しか入っていないんです、用役費は入っていないんです。ですから5億あまりの金額が掛かっているのに抜かれて、その責任の問題が出てきますよということなんです。それはもう良いです。あと時間がありますから、そういうふうなことで変更されたことによって多大な組合の方で負担が増えてくるということでもありますから、これを裁判することによっ

て軽減する必要があるだろうというふうに思うもので、この実績を出せば、裁判で勝訴すれば、それができるわけなんですけども、それを勝訴する為には、相手は、特別な大きな会社で専門技術の技術屋もおれば、弁護士も専属の弁護士をかかえながら、相当な資本を突っ込みながらやってくると、そうすれば情報の収集と裁判のやり方、特に県央組合の中で、コンサルタントがおられます、総合エンジニアリング、月に31万5,000円ですか、これは設計当時から携ってきているエンジニアリングの技術屋の会社だろうと思うんですけど、こういう人達をもっと多大な経費が掛かったにしても、優秀な人達を雇い入れて同じレベルに立って大企業であるJFEと戦うような体制を敷くべきじゃないかと、現に31万の経費ではそうたいした優秀な人は雇えんだろうと思うんですけど、そういうことを含めて弁護士を含めてですよ、100億近くの金がどっちが払うかという大事な金額の金でございますから、そこまでいくなら、さっきいう体制そのものを改めて考えて乗り出すべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程お答えした通り裁判について、私どもの主張を一つでも多く取り入れていただく為の体制というには、十分その弁護士の先生とも打合せさせていただいて、進めていきたいというふうに考えております。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

最後の方書いてあります、やはり厄介な精密機械の精密工場みたいな機械を基に造った県央県南の組合の機械でございますから、これを使って運営している会社を向こうに回して、裁判するものですからやりづらいこともあるんですけども、やはりそれはそれとして割り切ってますね、お互に後にはそれぞれの住民が負担をしながらこの運営を見守っているんですからやりにくいところは分かっておりますけど、勝てる戦いをやっていただきたい。その為には、やっぱり調査特別委員会等も設置して専門家を交えてですよ。例えば色んな専門家がおると思うんです。弁護士は法の専門家であって機械の専門家じゃないんです。ですからエンジニアリングなどがおればいくらかの金

が掛かったにしても呼んで、そして、特別委員会の中で協議しながら皆さん4市が一緒になって、JFEと戦って裁判的に勝ち取るんだという体制を敷く為には特別委員会を設置したが良いんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、申しております考え方には変わりございませんけども、裁判所においても、この手の問題につきましてはどんな法律に専門の方でもこの評価というのは非常に難しいのではないかと思います。当然その最低と申しますか、その段階では裁判所としても議員おっしゃるような機能、スタッフと申しますか、そういったものは取り入れられていくのかな、先程申しますように、ここの組合でコンサルを交えて専門家ということでございますけども、そのことについても、今後、弁護士の先生達とも十分協議をしながら必要な段階では措置についてご提案させていただきたいと思っております。以上です。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

時間が無いですけど、ただ情報は収集して連携を取りながらやりますというふうな答弁だったんですけど、ちなみにどこで連携を取っておりますか、それとこういう施設で係争中の所があると思うんですけど、どういう調査をされていますか、それをお聞かせいただければと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

色々ごみ処理施設とかについては、裁判にいつているケースとか多々見受けられます。例えば、入札の際の問題とか、そういったこともございますし、今、具体的に法定でこういった用役等について争われているというんですか、裁判になっているケースというのは、特に、現時点では把握はいたしておりません。ただ徳島の徳島中央広域環境施設組合というのがございます。これ

もJFEのサーモセレクト方式で運営されておりますけど、話聞きますと住民訴訟と申しますか、そういったものがされているというふうには聞き及んでおります。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

先程言いますように会社もやっぱり、この機械はえらい機械だったということで、欠損金を計上しているということで、ある程度紳士的なところもあると思うんですけど、やはり先程言いますように仲間として裁判するものですから、やりづらいところもあるだろうと思うんですけど、気持ち的にですね、引き締めて勝てる戦いで望んでいただき住民の迷惑の掛からないような勝訴を勝ち取っていただきたいということをお願いして私は終わります。以上です。

○議長（中村敏治君）

ご苦労さんでした。次に7番、木村議員。

○7番（木村和俊君）

通告に基づいてお尋ねをいたします。最初にJFEに損害賠償を請求する裁判についてであります。この件については議案も出されておりますので、できるだけ議案と重ならないような形で、お尋ねを進めていきたいと思えます。まず最初に、このクリーンセンターは2005年4月に操業が開始されました。しかし、当初からトラブルが相次ぎました。操業を始めた当初から集めたごみを長崎市に委託をする。そういう事態であるとか、度重なる修理も行われて参りました。私は、この施設が1日300トンのごみを処理することができる、ということによって建設されたにも関わらず、その能力が発揮されないだけでなく、助燃剤の天然ガスは、予定の20倍以上も投入される。施設の内部で製造されることになっていた酸素も外部から搬入される。さらにまた、各種の追加施設も建設されなければならない。こういう事態が続けられてきたんです。私は、こういう事態を受けて、この施設には欠陥があると言わざるを得ない。きちんと調査をさせてメーカーの責任を明らかにして欲しい。そういう対応をして欲しいということを管理者に繰り返し要求をして参りました。そういう立場から言えば、今回のその損害賠償を求める裁判の提起は、私は大きな前進だろうというふうに評価をしています。そういう前提に立って、以下、いくつかお尋ねをしたいと思います。まず最初に、これまでメーカーとの協議で述べられてきたメーカーの主張・組合の主張、そ

れぞれについて改めてもう一度説明をしていただきたい。それと併せて、今度の裁判にあたって、管理者が主張しようとしていることとその根拠について、もう少し詳しく説明をしていただきたい、というのが一つ。二つ目は、そういう前提に私、立っておるわけですから、管理者にですね、やはり今度の裁判について、4市の26万の市民は、大きな関心を持って管理者の動向を見守っていると思うんです。私は、この議会で改めてメーカーに対してきちんと要求すべきことは要求する、この裁判をきちんと勝つように全力を挙げる。そういう決意を改めてしていただきたいというふうに思いますので、管理者の答弁を求めたいと思います。二つ目の大きな柱は、クリーンセンターの運転状況と今後の見通しについてであります。昨年6月から約半年かけて全面的な改善改良工事が行われました。この工事の後、ほぼごみの処理は順調にいつているというふうに聞いております。しかし、本当に今後大丈夫なのかどうか、このことについて多くの市民は不安を抱いております。まず、このことについて、以下お尋ねをいたします。まず、このクリーンセンターの施設、これの耐用年数はどういうふうに考えたらいいか。このことについてお聞かせください。二つ目。先程から説明があつておりますように、J F Eは今年の2月、ごみ処理プラント建設事業で今後17年間で500億円の特別欠損を計上したという報道がされております。それによれば、国内4カ所の自治体向けに既に納入したサーモセレクト方式、このごみ処理施設のプラントについて、今後も赤字を出し続けることが確実になつたということで、今回の特別欠損の計上ということになつたと報道されています。そこでお尋ねしますが、私、2月の議会で報道されている自治体向けの4カ所の施設、これはもう公表されているわけですから、岡山県の倉敷市、これは、水島コンビナートの中にP F Iで建設された処理場、2つ目は埼玉県の新居町の施設、3つ目は徳島県の吉野川、そして4つ目がこの諫早市の施設、この4つだけなんです。その他にはJ F Eが自治体向けに供給した施設は無いんです。国内ではこの4つだけなんです。そして、この17年間というのは、何で17年間かという、これは保証期間内だからメーカーが責任があるということで、これはもう欠損として計上せざるを得ないということでの計上です。そこで、私は2月の議会の中で、この新聞報道で述べられている4つの施設、これには当然このクリーンセンターも入ってるはずなんだと。そうしないと、つじつまが合わないし、そう理解するのが当然のことだと。きちんとメーカーに文書で求めて、文書での回答を請求してくれということで、あなた方もその約束をされました。その結果について、改めてもう一度お聞かせください。まずその辺をお聞かせください。あと追加のお尋ねをしますけどね、とりあえずその辺についての答弁をいただいてから進めたいと思

ます。それから余熱利用施設、これについてお尋ねをしたいんです。指定管理者制度を導入して、指定管理者に委託をしております。ですね。ただですね、実際にここの運営にあたって、また、指定管理者から第三者に色んな形で委託をされております。指定管理者の契約の中には、基本的には第三者に委託はダメだという規定になっているはずなんです。その辺のことについて、指定管理者がどういうところでこの委託の仕事をしているのか、そして指定管理者のどういう人がどういう形でここの余熱利用施設の運転に関わっているのか、その辺についても説明をまずしていただきたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

訴訟に至った経過に関しましては、前もご答弁申しあげました。いずれにしましてもですね、これまで、非常に運転上、色んなトラブルがございましたので、私は再三に亘りましてですね、社長或いは九州支社長等々ですね、本当に、何回もですね、やかましく言ってきた状況でございまして、そんなことで、交渉の経過その他は局長の方からお話しすると思いますけれども、そういったことの中からですね、私としては、このように訴訟の提起をしようということに至ったこととございまして、私もそのように決断をしたところでございます。ところで、クリーンセンターのこの運転状況と今後の見通しでございまして、昨年度、J F Eの負担によりまして実施しました改善改良工事に関する評価は、もう暫く状況を見た上でということとございまして、昨年来から2炉で200トン以上の処理が継続的にできるなど、一定の効果はあったものと考えているところでございます。今後の見通しにつきましては、この工事によりまして2炉運転が可能になったことから、炉の点検・補修も計画的に実施できることとなりまして、今後、安定運転が図られてくるものと期待をいたしているところでございます。また、用役使用量につきましては、当初計画が基本との認識から、今議会に提案いたしております議案第8号 訴えの提起についての中で、超過負担分の支払を求めるとともに、更なる削減のための対策を講じるよう指示を行っておるところでございます。あとの部分につきましては、局長の方から答弁させたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それではお答え申し上げます。JFEと私どもの一番の主張の違いというふうなところがございますけれども、これまで17年度から19年度の燃料や電気の超過分等の負担の精算について、これまで両者が協議をして参りましたが、ご承知のように、お互いの主張が相容れない状況が続いてきております。このような中、これまでの当初予定した2炉運転が3炉での運転となったことや、用役費の増の説明をJFEからごみ量・ごみ質によるものと受けていたところがございますけれども、昨年度で完了いたしました改善改良工事の結果を踏まえた場合、現在、2炉運転でも十分な処理量を確保できておりますことから、今までごみ量だ、ごみ質だという説明では納得できず、性能発注した施設が要求通りに造られているかどうか、きちんと明らかにするべき時にきたというふうに管理者始め、判断したところがございます。以上のようなことから、先程の訴えの提起のところと重複いたしますけれども、顧問弁護士とも十分協議をいたしまして、やはり当初の契約に基づく用役費の精算並びに現在のプラントが契約要件を満たした施設になっていないという債務不履行に基づく損害賠償訴訟を起こすものでございます。次に、500億円の関係でございます。JFEの500億円の特別損失についてでございますが、JFEエンジニアリングの子会社であるJFE環境ソリューションズが長期契約を締結し運転保守を行っている施設の、これは4件ではなくて数件というふうに新聞にはあったというふうに思っております。数件において契約期間を通じ、将来見込まれる損失を損失引当金として500億円を前倒しして一括計上する旨をJFEホールディングスが本年2月の4日に発表したものです。先程も申しました2月頭に私どもも本組合とこの特別損失との関係の関連について、文書で回答を求めていますけれども、残念ながら新聞報道内容以上の詳しい内容や私どもの施設、クリーンセンターがそれにあてはまっているかどうかについては、明らかにされておられません。ちょっと施設課長の方から答弁させていただきます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設の耐用年数についてでございますが、一応補助金ベースでも、補助金ベースでは15年、それと覚書の有効期限ということで、やはり15年ということで規定がされておりますが、延命化を図りながら少しでも長くという

ことで、耐用年数ということでは特に定めはあっていないようでございます。それと余熱のですね、委託関係でございますが、指定管理者としまして、現在株式会社協栄というところが指定管理者としてなっておりますが、その構成員としまして株式会社ウェルファスというのが同系列で構成員ということで認められております。それで実際にその余熱を運営しておりますのは、そのウェルファスが運営しているということで、その社員が現在4名、5名ですかね、おましてあとのスタッフについては地元雇用で採用がされておまして、いろんな設備管理業務とかについては地元の会社と契約をしまして、運営されているところでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

お尋ねを進める前にね、事務局長はその500億の欠損についてね、その数社の欠損だというふうに新聞に報道されていると言いましたね。数社と。あなたはこの件についてね、非常にその関心を持って見てるといふふうに言われましたけどね、ちょっと読みましょうか。2月4日の経済新聞、このように書いとるんですよ。岡山県や埼玉県など、国内4カ所で自治体向けに既に納入されたサーモセレクトのプラントと、はっきり4カ所と書いてあるんですよ。どうなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

実はこの新聞記事の日経新聞の2月4日と、2月5日に連続して載ったというふうに思いまして、私どもは2月4日の新聞記事を入手いたしまして、すぐJFEに確認をいたしております。その時のJFEの答えは、記者発表は2月4日に予定している。したがって、記者発表前にこれは掲載されておまして、それは、日経新聞の方がどういった経路で、その内容を把握されたものか分からないけども、これはきちんとした発表は2月5日、4日ですね、4日発表され2月の5日に掲載されたものがきちんとした会社の発表したものだというふうに聞いておまして、少し違うところについては2月5日の方が正しいのではないかというふうに思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

2月4日の記事には、はっきり国内4社ということで書いとるんです。あなたは先程説明したね、数社というのは5日の記事にも無いんです。あなたはどこからこの数社というのは言ってるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

2月5日の新聞記事をお持ちかと思います。その一番下のところで、ちょっと読ませていただきます。グループのエンジニアリング子会社が自治体など納入先と結んだごみ処理設備の操業・保全契約のうち、新技術を導入した数件で損失が発生。今私数カ所と申しましたけども、これは数件と書いてありますけども、私のお答えはこれを基にしたものでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですからね、JFEが国内で納入したサーモセレクト方式のプラントははっきり分かつとるんですよ。もう4カ所なんです、自治体向けは。あと民間のがありますけど、民間のはこれ別にしてますからね。自治体向けのは4カ所なんです。それ以外には無いんですよ。それはどう理解してるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

先程もご質問にお答えしましたように、今の4カ所しかない実態の中で数カ所と言われれば、当然ここも入っているのではないかという考えを持っておりますけども、そのことをきちんとJFEに文書で回答を求めましたところ、そういったことに触れられた回答はいただいておりません。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

吉次管理者ですね、やはりこの新聞報道からそのまま正直に見ればね、今局長が言われるように、4カ所というのはもう限定されているんですから、ここのクリーンセンター含めてね。だからこのクリーンセンターを含む4カ所で今後17年間500億の欠損を計上するということになったというふうに理解するのが当然のことだと思うんです。それぞれの施設でいくらということを私は言っているのではないんですよ。4カ所含めて17年間で500億の欠損が発生するというふうに理解するのが、私は普通の理解の仕方だと思うんですけど、管理者いかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

新聞の記事とこちらの方からですね、JFEに問い合わせた結果でございますんで、どちらがどちら、私もですね、それを明確に私がしているわけではございませんので、そういった、ただ状況をですね、新聞記事にはこうありました。それからこちらが問い合わせたらそうでしたということをお願いしておるわけでございますので、それでご理解いただきたいと思います。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私はね、吉次管理者がどういうふうに理解しているのかと、捉えられているのかということをお尋ねしとるんですよ。一連のこういった報道を受けてね。そこんこのあなたの捉え方について、もう少しこう、もう素直にね、説明をしていただきたいと思いますと思うんですけど。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

ただ、新聞の記事でございましてですね、会社の方に問い合わせてもそれに対する明確な答えはないわけです。ですから私が何と言いようもございませんね。以上です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私がね、ここに何で拘るのかというのは、今度の裁判で損害賠償の請求をしているのは17年度から19年度までの3年間のね、用役費の損害賠償なんです。これから後のことについては、今度の裁判では争点にはとりあえずなっていないんです。しかし、こういった一連の報道、既に4カ所のうちここも含めて2カ所では、もう裁判が始まっているんですよ。吉野川でも先程説明あったようにもう裁判は始まっているんですよ。そういう状況を考えれば、この3年間のことだけじゃなくて、今後のことがどうなるのかということに関係してくるからね、お尋ねをしてるんです。それは、時間があれですから先に進みますけどね、そこで管理者にちょっとお尋ねしますけどね、この施設でサーモセレクト方式のごみ処理施設、これを採用するかどうかという、建設に先立った論議の中でね、この方式はまだ実用化されてるプラントじゃないんだと、千葉の実験炉での実績があるだけだと。この方式を開発したドイツの会社は既にこの施設は止めているというような状況の中で、このサーモセレクト方式を導入するのはね、非常に危険だということが指摘をされ続けてきたんです。そこでお尋ねをしますけどね、そうした指摘が機種選定の前にあたって指摘されていたにも関わらず、あなた方は選定委員会でこのサーモセレクト方式を採用するということを決められたんです。私は今日の事態を見るならばですね、裁判は裁判でよろしい、それは頑張っってやって欲しいんです。しかし、だからと言って、当時あれほど指摘をされ、問題があるということを指摘されたにも関わらず、この方式を採用して、その結果今日のような事態になっているわけですから、そういう事態を踏まえて改めて市民の皆さんに、あなた方はきちんとした説明をする責任が、これまで以上に私は大きくなっていると思うんです。そのことについて、管理者及び当時の選定委員会の責任者、それぞれ今の時点に立ってのご感想をお聞かせ願いたいと思うんです。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、当時の2市15町、17市町でですね、焼却施設を造ろうということになったわけでございます。これは国の指導或いは県の指導に基づきましてやってきたわけでございます。その根幹は、まずこのダイオキシンですね、ダイオキシンを抑制しようとするのがまず第一でございます。おかげ様でこの施設はですね、ダイオキシンが0.1ng以下というこの国の基準がございしますが、もうそれ以上ですね、0.0が5つか6つか付くですね、要するにだから逆にもう1つ1000分の1のピコでございしますが、ピコ以下ですね、0.00いくらのピコぐらいですね、ダイオキシンしか出ないと。当時ですね、建設する前に色々と反対運動がございました。ダイオキシンはとなると、ダイオキシンが雨のように降ってくると、そういうこの反対運動もございましたが、おかげ様でそのような状況でございましてですね、私はですね、非常にこの機械が、何と言いますかね、精密でしかも神経質と言ったら語弊がございしますが、非常にね、そういった精密機械のような、そういったこの感じがするわけでございます、なかなかですね、最初から色々トラブルがあったわけでございますけれども、今ここに至ってはですね、非常に順調に推移してるというふうなことでございまして、私どもその当時ですね、そのようなこの機械を入れたらおおごとすると、そういった情報まではございませでした。ということの中で、この機種選定の中でですね、これ選定したわけでありまして、その辺を私ですね、色々性能がなかなかうまく発揮できなかったということはございしますが、私はそういった意味では、この選定については誤ってはいなかったというふうに思っているところでございます。

（発言する者あり）

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者

私の答弁で終わらせていただきます。

○議長（中村敏治君）

そうにご理解をお願いいたします。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

当時の選定委員長、吉岡さんだったと思うんですけどね、直接選定にあられた責任者が目の前におられるんですから、是非、今日の事態のうえに立ってね、本当にそのサーモセレクト方式のこのクリーンセンターね、機種選定が間違っていなかったのかどうか、今日の事態を見るならばね、改めてやはり市民の皆さんに説明をする責任があると思うんです。説明がしていただけないみたいですから、先に進みますけどね、今、吉次管理者はダイオキシンその他のことでね、そういう方向の中でこのクリーンセンター造られたんだというふうにされました。そういう理由なんです。それでこの施設は県の広域化計画に基づいてね、進められてきました。この県の広域化計画によれば、平成30年度には大村市も入れて、処理量を450トンの施設にするというのがこの広域化計画になっていると思いますけれども、この計画は今も生きてるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

広域化計画が作られまして10年経過しておりまして、今現在、計画の見直し作業を進められております。その中で、今後、大村市が県央県南の方に入るか入らないかというのは、大村市の意思を尊重して決められるというふうに思っております、まだ決定は、決まっております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私が尋ねているのは、このクリーンセンターを造る時に、県は広域化計画、7つのブロックに分けて広域化計画を作りました。この広域化の計画は今も生きてるのかということを知りたいです。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

はい、その通り生きております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですからこの計画によればね、平成30年度には大村市を入れて450トンの施設に拡張するというのが今も生きてるんでしょ。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

見直しの前では生きております。

（発言する者あり）

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

現在、見直し作業中でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

だから、見直しはまだ決まっていないんだからさ、県のこれまでの広域化計画は生きてるんでしょと、これを450トンにすると、大村市も入れると、これは生きてるんでしょが。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その通りでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですから、管理者は十分ご承知だと思うんです。そういうことになってるのはね。しかし、こういった事態の中でね、これをまた同じようなやり方でこれを450トンの施設の拡張するということになるとね、私はますます問題は大きくなってくると思うんです。それで管理者お尋ねしますけどね、やはりダイオキシン対策ということでね、こういった形で進められてきましたけど、しかしダイオキシン対策というならばね、長崎の東工場、あそこはストーカ式のね、従来のやつです。法律での規制のダイオキシン対策はどうしたかということ、ご承知のようにこれまでの施設にフィルターを付けたんです。ダイオキシン吸収するね。この工事費は1億円だったんです。これで十分、今操業されてるんです。ですからね、そのダイオキシン対策云々とは言いませんけど、だからと言って150億もいくらかけてね、しないと対応できないというような代物ではないんです。これまでの施設にきちんとダイオキシンを除去するフィルターを付けて、そして、これをきちんと処理場に運ぶということで十分対応できるんです。そういうふうに私は理解してますけどいかがですか。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

この2市15町です、共同して造ったわけですが、当時ですねダイオキシン対策といたしまして、立上げ立下げと申しますかね、燃やし始めと消す場合に、このダイオキシンが発生するというようなことで、常時24時間、1日24時間ですね、ずっと燃やしていくと。その為には100トンクラス以上の炉でないとなかなか対応できないということからですね、だいたい1人あたり1日1キロですね、ということで、だいたい26万人の人口でございますから、1日250トンから260トン出るのではなからうかということからですね、この共同して皆んなで造っていかうということでございまして、1つの町とか2、3の町ではですね、100トンクラスは逆に超過になるわけでございますので、それ相当の物を造っていかうということで、この計画ができたわけです。ですから、そういった意味です、おっしゃるように長崎市の場合は長崎市と近隣の町ですか、そういった

ものが一緒になっておると思いますが、それは既存の焼却施設にですね、色んな改良を加えて0.1ナノ或いはだいたい5ナノ以下ですかね、それを1ナノグラム以下にしようというようなことで始まったわけでございまして、新しく新設するものについては、0.1ナノグラム以下にしようということなんでございまして、いずれにいたしましても2市15町の場合は、それぞれ小さなこの焼却施設がございましたが、これを一緒にしましてですね、このような施設を造ったわけでございまして、当時のですね、国の方針あるいは県の指導、そういったものをですね、入れながらこの施設は造ったわけでございます。また原点に帰ってお話しすれば、もう20分も30分も掛かりますので、この辺で終わりますけども、そういったことでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あれですよ、国、県のね、たくさんその広域のごみを集めて、そして、その24時間燃焼型のね、そういったところで、そのダイオキシンの対策もしようという元々の発想はね、どうかなと思うんですよ。何しろ大量に集めると、そして24時間燃やすと。それしかダイオキシン対策がないようなね、そういったことで、その規模拡大をやってきたと。私こういう方式とか考え方はね、やはり見直すべきだというふうに思うんです。あなたはことあるごとにね、ごみの減量をしようというのは言われます。私は、本当にこのごみ問題をね、解決すると本当に循環型のね、サイクルに乗せるという立場に立つならば、大量に集めて大量に処分してしまうと、燃えるものは何でも燃やすというような方式じゃなくて、やはり分別をしてきちんと資源化できるものは資源化すると、堆肥化できるものは堆肥化すると、そういった形できちんとその循環のサイクルに乗せていくと、こういったことをね、本気で追求する、これが私はごみ問題のね、本来の解決の仕方だし、そういう方向を追求すべきだと思うんです。私は今回のようなね、サーモセレクト方式24時間どんどん燃やしていくというこういうやり方はね、是非見直す時にきているというふうに思いますのでね、あなたの考えを聞かせていただきたいと思うんです。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

ごみ問題につきましてはですね、おっしゃる通り、できるだけ使えるものはですね、リサイクルしていくというのが原則だと。ですから、ごみそのものも減量化をですね、それぞれ構成市町でですね、努力をさせていただいているわけございまして、しかし、そう言いながら、やっぱり一方ではですね、どうしてもごみは出てくるわけございまして。これ放ったらかすわけにはいかんわけございましてから、それはやっぱり、2市15町のごみをこの施設で扱うということになっているわけございまして。基本はですね、おっしゃるように使えるものリサイクルできるものは、できるだけリサイクルすることで、それぞれの町におきましては分別しながらですね、やっただいていうふうには私は認識いたしております。ですから、この施設はですね、木村議員のお考えもあるでしょうけども、やはり国の一定の考え、方針、それとそれを受けての県の方針もございまして。そういった中で我々もですね、その指導にしたがって、これまでこれを続けて造ってきたわけございまして、どうぞご理解の程をよろしくお願いいたします。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

これだけ各地でね、裁判になり問題のある施設だというのが明らかになってきている中でね、このクリーンセンターが30年度には、さらに450トンに拡張されるというようなことではね、私は良くないと思うんですよ。やはり、その辺を改めて見直して本来のごみ問題解決に向けたね、そういう取り組みを手がけるべきだということを重ねて申し上げておきたいと思うんです。それと後、先にちょっとなるかもしれませんがね、メーカーは今回のことについてね、ごみの質が当初の予定よりカロリーが少ないというようなこともその理由になってきているようです。なかなかこの3年間のね、負担について組合の要求を聞き入れてくれない理由の一つにね、ごみのカロリーが当初の予定より低いということを言ってるようです。当初のごみのカロリーは、平均でキログラム2,000キロカロリーということになっていたと思いますけどいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

組合で測定しておりますのは、年間平均しますとほぼ2,000キロカロリーという数値になっております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私がお尋ねしてるのは、メーカーにね、頼んでいた、そしてこちらがお願いしていたごみについてね、それは平均でキロ2,000キロカロリーのごみだというふうにメーカーには前もって言ってあったというふうに思うんですがいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

基準ごみ2,000キロカロリーということでメーカーに話をいたしております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

組合の方では、年に4回ごみの組成状況について調査をしておられます。

18年度と19年度のごみのカロリーについてそれぞれ何カロリーだったのか説明してください。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

平成18年度につきましては、年間4回の平均が2,074キロカロリー、19年度につきましては、4回の平均が2,020キロカロリーでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

今、管理者ね、調査の結果を説明していただいたように、18年度も19年度もね、メーカーに当初申し出ていた基準2,000キロカロリーを超えてね、そういう高いカロリーを持ったごみだったんですよ。なんでメーカーが当初のごみ質より悪いと、カロリーが低いというのが理由になるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

メーカーの言い分につきましては、ごみ質はあくまで平均すれば、今申し上げました数値・カロリーが出て参りますけども、高い時、低い時があるというふうなことで、覚書に基づきます前提条件につきましては、基準ごみ2,000キロカロリージャストというような前提条件がありまして、それを盾にメーカーは保証と申しますか罰則規定は適用されませんというふうに言っています。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

メーカーがごみカロリーが少ないと言っておりますのは、メーカーが独自にですね、ガスクロという機械を使いましてガスの分析をする機械があるんですけれども、それでガスを分析しまして計算上カロリーが出てくるそうなんですけれども、それで計算しますと、うちが実績として上げている数値より低いということを主張しております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

この組合がね、年に4回ごみの質をいくつかの項目でね、調査をすると、それでその中でその発熱量、カロリーね、これをきちんと測って今年の平均

が何キロカロリーだったよと、基準ごみでこれだけだということでメーカーはね、きちんとそれを尊重するというのは当たり前じゃないですか。何でメーカーが組合に黙って自分でその何とか機械使ってね、こんだけしかないなんてね、そういうのが通用するわけないでしょ。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

そういうメーカーの主張でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

あのね、そういうあなた方はね、そういうメーカーの言い分に対して、どういう対応をしてきたんですか、あな達はそしたら、自分達は自分達できちんとね、これもちゃんとしたあの人達、専門の人に測ってもらった結果なんですよ、これは、組合のはね、にも関わらず、こっちの方は認めんで、メーカーが自分勝手に何か知らん機械使ってね、測ったらこんだけしかカロリーがないなんてね、そういうメーカーの言い分に対して、あなた方はどういう対応をしてきたんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その点がメーカーと私どもの主張がなかなか乖離してるところでございます、私どもはきちんと我々の調査した内容があるんだとメーカーに突きつけております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

私はね、是非そういったことも裁判の中でね、それぞれ主張し合うことに

なるだろうと思うんですけど、私はね、本当にそのメーカーの対応の仕方はけしからんと思うんですよ。きちんと組合がね、専門家に、ちゃんとした業者にね、頼んでカロリー測って出しとるわけですから、これが公式のね、ごみの組成の調査結果でしょうが。片方の当事者がこっちの了解も無しに測ってこれだという言い分が通るわけないんですから。是非、その辺はきちんと裁判の中でね、こっちの言い分を認めてもらうように頑張っていたきたいというふうに思うんです。それと最後の項目の余熱利用施設の運営のことで。私がお尋ねしたのは、この施設を管理委託者にね、指定管理者に委託をしているわけですがけれども、しかし、実際には指定管理者が直接この余熱利用施設でね、どこどこ携わっているのかというのが目に見えないんですよ。もうほとんどが指定管理者から次の業者にほとんど全部が再委託されていると。委託契約では、再委託は全面的に禁止はしてないけど、原則ダメですよと。どうしてもという時には事前に届け出て了解をもらってくださいということになってるんですね。しかし、それはあくまで例外的なことなんです。原則は再委託はダメなんです。しかし、ほとんど全部ね、この一覧表、私全部資料貰いましたけどね、全部再委託でしょ。ですから先程から尋ねてるんです。直接指定管理者がね、そこの余熱利用施設で携わっている仕事はどこどこしてるんですかと、そして指定管理者の人間は何人ここにいるんですかと、そこんところを説明してくださいと。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

今、木村議員がおっしゃったのは、施設を運営していくうえでいろんな業務があります。それが再委託をしてあるということなんです。実際にそこを運営しておりますのは、指定管理者と構成員としまして同系列のウェルファスという会社がその経営をいたしておりますが、その社員として4名おります。それで、他はパートとかを雇ってやっておりますので、運営自体はウェルファスがしているものと認識しております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですから、下の施設の指定管理者は協栄ビルメンテナンス株式会社、これ

が指定管理者なんです。しかし、これが今言われるようにウェルファースに再委託をしてるんです。そして、ウェルファースの職員が事実上運営して、その一部も色んな他の業者に委託をされていると。だから、この直接の指定管理者である協栄ビルメンテナンス、これはここののんこの温水センターのね、どこに携わって運営をしているのかと、人間は何人いてどういう仕事をしてるんですかということを探ねてるんですよ。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

ウェルファースというのは委託をされているわけではなくて、協栄と構成員ということで協定を交わしておりまして、同系列、だからしたがいまして、委託ということには当てはまらないというふうに思っております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そういう理解でいいんですか。あくまでね、ここの組合が指定管理者として指定しているのは協栄ビルメンテナンス株式会社なんです。ウェルファースじゃないんですよ。ウェルファースとビルメンテナンスは全く別会社でしょうが。どうなんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それぞれ別会社でございますけれども、先程申しますように、協栄ビルメンテナンス、現在協栄と名称がなっておりますけれども、ウェルファースにつきましても、基本協定書の中におきまして構成員としてきちんと認められた相手方と申しますか、そういうことになっております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですから、そうであるならば、この実際の指定管理者である協栄ビルメンテナンス、これは実際ここの運営にあたってどういう仕事をしてるんですか。何もしてないでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

協栄においては、全体的な運営計画とか、全体としての管理的な役割を果たしてもらっております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

そういう抽象的なことじゃなくて、そしたら、実際指定管理者になっている協栄ビルメンテナンス、これは現場のここの温水センターに何人職員を置いて、どういう仕事、具体的にどうなってるんですか。常駐者は何人おるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

常駐はいたしておりませんが、必要な折、本社の方から来ております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

ですから吉次管理者ね、下の余熱利用施設のこの温水センターか、ここは指定管理者制度を導入して、そして管理者を指定して、利用料金もその人の収入にして、それで運営してくださいということで協栄ビルメンテナンスを指定管理者に指定をしているんです。しかし今、実態は局長が言われるようにね、このビルメンテナンスの人は誰もいないんですよ。その構成員か、

何か知らんけど、名前だけ名を貸して、別会社のウェルファースが実際運営してるんですよ。そして、また、それから下の業者にこう委託をしている。昨年でしたかね、色んな指定管理者制度があちこちで導入されて、そして、色んなプールの管理、その他が指定管理者にもうずっと委託されていると。実際の市とか組合がその辺をよう掌握してないということで、事故が起こった時のね、指定したところの自治体なり組合の責任がどうなるのかということが大きく問題にされました。もし、ここで問題が起きた場合にですよ、実際の指定をされとる管理者は現場には一人もいないと。それと構成員か何か知らんけど、その人が実際運営しとると。そのまた下にいると。私はこういうことはね、やはりちょっときちんと点検をしてね、ちゃんと責任がとれるようなそういう形態にすべきだと思うんですけど、きちんと調査をして、改めるところは改めると、業者にきちんと指摘するところは指摘するというふうにしていただきたいと思えますけど、管理者のご意見をお聞かせください。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

昨年、一昨年からですか、色んなこのプールとか、そういったところで事故等が発生しました。早速その場合はですね、ここの余熱利用施設につきましてはですね、直ちにそれなりの対策を取ったわけでございます。おかげさまで事故は今のところ発生いたしておりませんが、その辺につきましてはですね、今後とも、一義的に言えばこの相手の協栄ですね、協栄が委託先でございますんで、そういったものはですね、やっぱりきちんと責任体制を取るように私の方からも指導をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

以上で終わりますけどね、改めて私、ごみ問題の解決の為にね、やはりこの大量に集めて大量に燃やしてしまうというようなやり方では、本来の本当にごみを無くしていく、ごみ問題を解決していくということにはならないと思うんです。ですから、先程から申し上げるようにね、減量化を含めて、そして資源にできるものは、資源にするということでのサイクルをきちんと構築

していくと。そういう方向をきちんと進めていただきたいというのが一つ。それと、こういうふうに裁判になるという事態の中でね、私、改めてこのサーモセレクトのね、機種を選定がどうだったのかということが改めて私は問題にされてきているのは当然のことだと思うんです。そういうことを含めて私は、当時の選定委員長だった吉岡副管理者にもね、是非その辺のことについてお考えをお聞かせ願いたいと思ったんですけど、それができなかったのが非常に残念です。しかし、そういった当時のことがね、やはりきちんと住民に説明をするというのが大事になってきてるんだということを指摘をしてね、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（中村敏治君）

一般質問を保留し暫く休憩いたします。

（午後２時１０分 休憩）

（午後２時２０分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。松本議員。

○１番（松本匠君）

本日最後の一般質問であります。これまで終始きわめて原則的な論議を聞かせていただき、私の質問事項に関してもある程度の解明ができたのかなというふうには思っておりますが、もう少しお尋ねしたい部分がありますので、質問をいたします。さらにですね、質問の前提といたしまして、今回裁判に提訴をすると、そして約２０億の債務不履行ということで、提示をされております。で今までの論議を聞いてみましても、応札条件、一回目の覚書、議会が指摘した通りの金額、そしてなおかつこれまでの付帯工事ということで大枠についてはですね、きちんと上げていただいているということを評価すると同時にですね、やはり企業と言えどもですね、住民が納税した税金でごみを処理してるとそういう立場に立てば、きちんとそういう意味での社会的責任も取っていただくということも必要なのではないのかなと思います。だとするならば、議会は議会として、極めて厳しいことを指摘しながらも議会、それから組合当局、そして住民の皆さん一体となって先程申し上げました企業の社会的責任を果たしていただくというのを前提にしながら、質問をさせていただきたいと思います。

その第一点であります炉の性能についてお伺いいたします。色々論議をされてきましたので、同じ答弁になるかもしれませんが、裁判にあたってこれまで炉の性能がどうであったのかということについては、覚書、応札条件等々含めて、論議をして参りました。裁判を行う前にあたってもう一度基本的な見解として、どういうふうにお考えなのかお尋ねをしておきます。その

一点目といたしまして、改修前の炉については、応札条件、覚書に示された性能が保証されていないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

二点目につきましては、改修後の炉についても天然ガスの使用量が高水準でありますけれども、炉のこれは炉の本来的な欠陥であり、これまで初期トラブルという形で説明をされてきましたけれども、本日、答弁をお伺いいたしてもこの辺の問題が納得できませんので改めてお尋ねをいたします。

大きな二点目、裁判と議会の関わりについてであります。一点目といたしまして、裁判の進捗状況など、議会にどう報告をされるのかという点についてお尋ねをしておきたいと思えます。これはですね、論議を聞いてまして非常に大切なことだと改めて思いました。例えば、先程は後で詳しく申し上げますが、変更覚書について、裁判上の戦略もあるのではという説明もなさいました。そういう明らかにできることと、明らかにしてもいいこと、これははっきりさせとかなければですね、議会の在り方が逆に住民から問われてくるという問題も発生して参りますので、お尋ねをしておきたいというふうに思えます。

三番目に組合の基本的姿勢について、お尋ねをしておきたいと思えます。これは一番目との関係も出ますが、正直申し上げて私この議会にきてびっくりしました。資料がない、どう判断すればいいか分からない、でやっと昨年の2月段階でおおまかなことが分かったというのが実態なんですね。そういう意味では、情報の開示を条件として、どう議会の中でどう住民の中で論議をしていくのかと大きなですね、問題点でありますからお答えをいただきたい。更にですね、ビックリしたのは、全ての説明が正直な話ですけども、先程のごみ量、ごみ質の問題ではありませんけれども、これは後でお尋ねをいたしますが、全て企業が言われることを前提として、説明がなされてきた。これでは裁判は闘えませんが、そして議会、住民に対する説明もつきません。裁判で新たな決意をされてるはずでありますから、三点目としてお尋ねをしておきたいと思えます。以上です。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

まず、最初の炉の性能についてでございますけれども、改善改良工事前のゴミ処理の性能についてでございますけれども、この改善前の段階では、年間計画量80,665トンに対しまして、17年度の処理量は86,663トン、18年度は82,258トンといずれも計画以上でございます。また

J F Eからゴミカロリーが低い状況で年間計画処理量はクリアしているとの説明から性能的には充たしているものと考えているところでございます。しかし、処理を優先し、点検補修を必要最小限度にとどめて運転してきたなどから、処理能力が低下したため19年度の6月から今年の3月にかけて、J F Eの負担で所定能力を発揮することを目的に実施いたしました改善改良工事を完了し、現在ゴミ質も改善前と変わっていない中で、一日当たり1炉100トン、2炉運転で200トン以上の安定した処理ができている状況でございます。したがって今になってみますと、改善改良工事前の処理量につきましては、本来の性能が発揮されてなかったのではないかとこのように考えているところでございます。電気、ガス等の用役費使用料につきましては、3年後の精算で保証されるものと考えておりましたし、改善改良工事で用役の使用量削減も期待しておりましたが、まだ多い状況でございます。今回、当初計画が基本との認識から超過負担分の支払いを求める方針でございます。なお、用役使用量の削減のための改善も引き続き要求をして参りたいというふうに考えているところでございます。後の部分につきましては、局長の方から答弁させたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

私の方から裁判と議会の関わりについてというところをまず申し上げたいと思います。この裁判をより有利に進めるためには、議会や住民の皆様との連携が非常に大事、大切であるというふうに思っております。このことから議長とも十分協議をさせていただきながら、裁判の進捗状況に併せて、例えば全員協議会、そういったものを開催していただくなど常時報告、ご相談をお願いし連携を取りながら進めて参りたいというふうに思っております。

次に組合の情報の不開示、企業側に立った姿勢がみられたが、今後の在り方についてというところでございます。昨年度までの行政文書の情報公開につきましては、構成市の情報公開条例を運用上の参考としながら、できる限り公開するという基本姿勢で任意提供を行って参りました。ご指摘のJ F Eの情報を含みます行政文書の公開に関しましては、公開することにより企業利益などを損なう恐れがある旨の企業からの意向により、非公開としてきたものもでございます。今後も組合の情報をできる限り公開するという基本姿勢を変えることなく、本年4月1日に施行いたしました情報公開条例に基づいた判断を行って参りたいというふうに考えております。行政文書の公開、請

求に対する条例上の非公開決定に不服申立てがされた場合には、条例上の諮問機関でございます情報公開審査会に公平な立場でのご意見をいただき、対応していくものでございます。ただし、先程話であがってますけども、今後、訴訟、裁判を進める関係で訴訟自体に影響を及ぼすような行政文書などについては、公開を控える部分もあろうかというふうに思っております。このことにつきましても情報公開条例の中に謳っておりますので、そういったことでお出しできないとかという面もあるということをご理解賜りたいと思えます。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

大変、最初の炉の性能のところについては、正直言って分かりにくい答弁でありました。簡潔に言えば、年間80,665トンクリアしてるから炉の性能は充たしてるんだと最初に答弁がございました。その後、改修後から改修前を見たときに炉の性能は、十分ではなかったという答弁をいただきました。それではお尋ねをしたいわけなんですけども、現実的に日量300トンクリアした日数はどれぐらいでしょうか。そしていいいです、分からんなら分からんでいいです。それと経済的運転計画というのがありましたね。それはどのようなものであり、現実的にはどうなったのか。私はこういう計画と現実そしてそれに基づく総括をしていくという作業も必要なんではないだろうかというふうに思います。その辺がどうなってるのか。詳しい数字ではなくてもいいです。詳しい数字は出していただいた資料によって私も大まかな試算をさせていただいておりますので、一日を違わないようにとは申しません。簡単でも結構ですので、まずその点からお伺いをいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今現在につきましては、今年の12月末から完全に2炉運転で300トンということではございません。ただし、2炉で220前後ずっと動いているということでもあります。これまで300トンを超えた日というのは、ちょっと今資料で確認させていただいて、もう少し答弁をお許しいただければと思っております。経済的運転、効率的運転でございますけども、やはり基本的に

は2炉運転の中で基の電気量にしても抑えられると思いますので、極力2炉運転をすることによって電気にしてもガスにしても、また管理運転する人件費等につきましては、あと薬剤とかございますので、そういったところを前提に今もJFEメーカーの方に強く求めておりますので、今の状態が続けば、また用役費等に対する対策も講じられれば、さらに良くなるものではないかというふうに見定めているところでございます。以上です。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

私の方で簡単かというと、その辺を数えてみた部分がありますので、時間の都合上そちらの方を言わせていただきますけれども、経済的計画運転2炉概算しますと320日、3炉運転30日、全炉停止期間10日、そして、1炉停止期間90日以上というふうに数えてみたらなりました。17年度の実績を申し上げます。2炉運転88日、3炉運転285日、全炉停止期間0となっております。2炉運転と3炉運転が全く経済的計画運転とは逆転してるんですね、さらに申し上げますけども、私はおそらくメーカーも組合側もパニックになられたらと思うんですけども、平成17年の4月1日から3炉運転まで17日間、2炉運転をしております。その間に1日221トン燃えた日、ほぼ0に近いんです。運転当初から性能保証というふうに言われ、その性能保証を前提にこういうふうに運転をすれば、もっとも経済的であり、効率的であり、炉も傷まないというのから大きくですね、かけ離れた実態、試算をしていただくと分かると思うんですが、日量300トンと言いながら超えた日あんまり無かったです。そこまで数えておりません。2炉運転で221トンクリアした日あんまりないです。こういう現実からですね、考えてみた時にもうその時点で既に応札条件、それから覚書、一回目のですね、その前提から外れていると言わざるを得ないんです。おっしゃる通り1年間をトータルで見れば、無理に無理を重ねた結果としてクリアーはできています。しかし、日量300トン或いは2炉で221トン、これ覚書の中にも書いてありますよね、その線からいけば、ほとんどこれは応札条件にも覚書にも程遠い内容であるというのは、一目瞭然だから、その立場に立って議会答弁もして欲しいし、住民にも説明をしていただきたい。その辺がですね、きちんと計画、現実、それから、大元になる応札条件、それともう一つのやつ、覚書というこの3者を並べていかないと本来のですね、炉の在り方は見えてこないですよ。そこんところでね、どういう評価をしてるんだろうかという

のが、私の質問なんです。現在から見た改良工事をした後から見たのは良く分かりますよ。私もそうかもしれないと思っています。しかし、この3年間を見た時にそこだけも見た時も随分違うんじゃないですかというのが、私の質問内容でありますので、きちんと精査をしてお答えをいただきたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今のご質問にお答えいたしますけれども、確かに今となって当時を、私おりませんでしたが、考えてみますとまさしくそうであったと言えるのではないかというふうに思います。ただし、今であってという話ですね、当時、なかなかもともと試運転時のごみが3,000トン弱残っており、なかなかオペレーターの不慣れ、そういったものもあり、また、メーカーの方から、さあ、ごみ質だ、というふうに言われたら、当時の方々は、本当に客観的に今我々がいる状態と同じような評価ができたのかなというふうに思います。その時点で、メーカーの方からは、今申しましたやれごみ量だ、ごみ質だ、無理な運転がたたってというふうな話になりますけれども、そうであれば、やはりこれまで状態が変わって来てなかったものですから、それを基にお答えをすることができなかつたのかなと、ただ、今、申しました今度の改善改良工事で本当に今までのもやもやと申しますか、そういったものが吹っ切れた思いで、今現在立っております。したがって、当時は、本当に当時のその頃の状態の中でメーカーの説明を求め、それを組合なりに咀嚼をし議会の方にお答えをしてきたということでお許しをいただきたい。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

お気持ちについては、私、お察しをしたいと思います。正直言ってそうだったでしょう。しかしながら、皆さん方は、さっきも言ったように住民の税金で運営してるこの施設をですね、やっぱりきちんと計画通りに或いは約束通りに運転していくっていうのはですね、皆さんのお仕事なわけですから、それを主観的な部分で言われてもですね、なかなか納得し難いと、分かりますよ、しかしながらですね、そういう言わば専門的な知見ということで言え

ば、有して無い、しかし、今日の話からいけば、総合エンジニアリングということで、コンサルの方がいらっしゃるじゃないですか、そういうことも含めて現実的な部分で、客観的な分析が必要なんです。あなた達が立つべきところは、住民の税金で運営している施設をきちんと運営していくということですから、これは3点目の質問内容とね、重なって参りますけども、相当な開きがあるんです。今でもあるんでないかなというふうに思っているぐらいですけども、改めて今回から見直してみたらということで、良にはしたいと思えますけれども、本当はそういう答弁をですね、するというのはね、自分達の専門的な知識、そして、その責任というところからね、かなりの隔たりがあるということをお私指摘をしておきたいというふうに思えます。先程、ごみ質が問題になっておりました。調べてみたらですね、どこも係争中の所は、ごみ質なんです、ごみ量なんです、詰まる場所は。そこでお尋ねをいたしますが、先程、木村さんか、お尋ねになってたところなんです、こっちで解析をしてするわけですね、組合の方で、それはちゃんとした規格に基づいて全国的なあり様の中で、そのサンプル調査はされているでしょう。こちらの方に組合の側に間違いは無いわけでしょう。さらにそれで問題ある時は、メーカー側がこの言葉によるとですね、さらなるデータ及び解析が必要な場合は、メーカー側の負担で行い、提出された契約とそれに記載された施設の性能を満足していることを両方で確認するというふうになってるんですね、そこんところをもう少し補足して説明をしていただけませんか。あたかも何か聞きようによっては、データの取り方が悪かったんだというふうに一方では聞こえます。さらにもう一つお尋ねをいたします。ごみにばらつきがあるというのは、当然の話なんです、それはお互い共通理解だろうと思えます。メーカーも理解しているはずなんです。例えば、ピットの一番底のごみと攪拌したごみ、カロリーも違うはずなんです。水分の量で、そして、本来的には、さっき技術が未熟だったとおっしゃたけども、攪拌技術様々なところにね、色んなことを点検しながら、基準ごみにどう近づけていくかというのがですね、一方が無ければ、この問題は解決しないと思うんです。そのところをどういうメーカーサイドとの論議をされたのか、改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

ごみ質の検査につきましては、それなりの資格を持ったところを指名して、

入札を行いまして、業者を選定しておりますので、全国的に統一されたやり方でごみ質を解析されているものと思います。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そしたら、この応札条件並びに覚書を結ぶ時にこういうところで確認をしますよという確認作業はされなかったんですか、基準はそれぞれメーカーは勝手な機械を持ってきて、組合の方は全国的な統一基準というふうに言われましたが、どういう基準で検査したごみ質なんですよという確認をされなかったんですか、私ね、メーカーがね、この問題について、統一した基準でやっているのであれば、色々言うことの方がおかしい、むしろあなた方は基準ごみに近づける仕事をどうなさったんですかと組合側ね、そっちの方を詰めるべきだと思うんですよ。それが技術でしょう、その為にお金を支払っているわけでしょう。確認は、結ぶ時の確認はどういう確認だったんですか。

（発言する者あり）

○議長（中村敏治君）

ちょっと休憩をいたします。しばらく休憩いたします。

（午後2時47分 休憩）

（午後2時53分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

覚書の中にもですね、処理能力の判断は甲が行なう年4回のごみ質分析結果、ごみ計量データ、クレーンの投入データ等によるものとしということで記載がしてあります。ですから組合としては、ここで年4回やっていますので、それを主張しております。それでJFEとしては、先程説明しましたガスクロという分析機械でずっと継続してしているそうです。それを基に向こうの方は、それを主張しております、そこが相違うということになっております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

前提的にどういう分析をしたうえで、協議をするのかというのはですね、詰めとくべきですよ。そうでないと、私の所はこういうふうになりましたと勝手に言ってくるわけでしょう。そして、先程全国的な統一規格というふうに言われましたが、それは国の定めかなんかの中では、どういうふうになっているわけですか、どういう力、拘束力を持っているわけですか、そこんところもよう分らんのですよ。要するに何を基準にしてそうなっているのか、組合が言っているのが間違いなのか、メーカーの言っているのも一部理があるのか、そこんところがはっきりしない。だから3年間ずっとごみ質とごみ量ですとすべての議員の質問に対しておっしゃってきたわけでしょう。しかし、その根拠が今尋ねてみても判断基準がちっとも明確じゃないじゃないですか、そしてまた両者論議もされて無いように聞こえるんですけども、どうでしょう。さらに先程お尋ねをしました基準ごみに近づけると、この努力は組合側は口を酸っぱくして言わんといかんのです。自分が分析した結果が、200キロカロリーを超えてたわけでしょう。そしたらそうで無い時には、どういう努力をしたら、基準ごみに近づけられるのか、乾燥機の導入がいるのか、よその所を見てみるとそういうところまで、論議をしてますよ。そのばらつきを攪拌する為には、攪拌することによってどういう解決が得られるのか、テストまでしてますよ。そういうね、組合の努力は、どういうものであったのかということをお尋ねをしてるんです。それが無いとこの問題解決しませんよ。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今、最初に言われました各地におけるごみの処理に係る問題については、おっしゃるようにごみ質に起因するというメーカーの主張が数多く出され交渉の中には、メーカーがそのことについて触れなくなって一定の譲歩をみせだしたという例もいくつもあるようでございます。おっしゃいますごみ質の改善の為の手立てにつきましては、今現在、操業当初から特に変えているところはございませんけども、最初申しましたクレーンオペレーターの技術につきましては、JFE内部の方で常時研修とかを行われておりまして、最近

この改善改良工事後の処理能力の向上については、当然今回行いました工事の他にそういったスタッフのスキルアップによるものが相乗的に効果として出だしたということを知っておりまして、その中でJ F Eの方で具体的なオペレーターのやり方の改良も合わせてあったのかなというふうに思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

なかなか納得のいく答弁ではなかったんですけども、私はこの問題について、お話をしたことがあります高砂市の美化センターについて百条委員会のそのコンサルタントについての結果、見事なものがあるんですけども、ここにも資料としてお持ちをしております。先程専門家の指摘、議員の方からありましたけれども、本当中身を見てみるとですね、大変な調査を百条委員会の中で議会が行ったとそういうところに委託をしてですね、そして議会がその情報を知り得たというふうになってるんです。そういう意味ではですね、本議会の2月議会にも百条委員会の設置、住民から請願出されましたが、残念ながら否決をされたと議会の手で真相の究明がされなかったというのはですね、私は非常に議員としては、残念な気持ちがございますが、済んだことですからこれは議会の話であります。しかし、今おっしゃった3年経過して、やっとその習熟ができた、いったい何なんですか、これは。それも改良工事をしたのと併せ持つてという答弁ですよ。そうじゃないんですよ、私が言っているのは、ここの高砂市でも結局はごみ質の問題でやり取りをして、高砂市が支払うべきところを議会の百条委員会が設置されて約7千万削っております。うちで言えば組合が妥結しようとした額或いは、向こうで言えば当局が妥結した額から百条委員会でそれ程削っております。その中で1番指摘をされているのは、ごみ質の問題については、基準ごみに近づける努力をすること、そして、その論議が前提でないと色んなものは、考えられないというのが結論なんです。改めてですね、そういうところについてはですね、もう一度お考え直しをいただかないと組合としての施設を運転するところについても、管理者能力ということまで含めてですね、これは、私は問われる問題だろうと思うんですが、くどいようですがいかがでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

当然、私どもここの施設の委託を行って、実質管理責任がございます。その中において、適切で必要な対策についても J F E の方に指示しております。今後もさらにそういった方法などがあって、処理能力並びに用役費等の適切な削減の方法などがありましたら、それはそのようにメーカーと一緒に対策を講じて行きたいというふうに思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そこで、お尋ねをしたいんですが、こうした問題を最初ごみ量、私の記憶では、ごみ量、ごみ質でご答弁いただき、2月議会から確か初期トラブルということでご説明をしていただき、私、どういう意味だろうというふうに考え込んでしまったんですけれども、先程現在の時点の中では、改修工事後については、その性能は十分でなかったと思うというふうにご答弁をいただきました。だとするならばですね、性能に関わる部分でありますから、初期トラブルという範疇では無いんじゃないのかという気がするんですね、だから本当に裁判を前の私は、皆さん方の基本的な姿勢をここで再度確認しようと思ってるだけの質問なんですけれども、2月議会で初期トラブルということで説明されて、今議会で先程言ったような見解で出されました。その辺の整合性は、私はあんまりないんじゃないかというふうに理解しますけれども、いかがでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今現在の施設の評価に対します我々の基本的な考え方といたしまして、これまで、ごみ質だというふうにお答えをして、処理のなかなか進まない、また、経費についてもお答えして参りました。ただ、今となってやはり改めて評価するにあたりまして、基本的には、我々が今まで言って来たことについては、やはり疑念、疑問が残って参ります。このことにつきましては、その当時にその原因、対策を常に J F E に求める中において、そのような説明を受けての話でありまして、結果的に見まして、今までの J F E の説明に対

して疑念、改めて生じたということでございます。併せまして、これまで私も初期トラブルでなかったかというふうにお答えをいたしております。このことにつきましては、ここの施設は、ここの個別な設計によります現地製造と申しますか、組立てのプラントでございます。このことにつきましては、広く全国的に施設が動いておりまして、色々聞くにあたりまして、1年もしくは2年間は、そういった初期トラブルに類するトラブルが発生するのが、おおむねだというふうに聞いておりまして、やはりこの施設の場合は、最初からごみが見込みを上回ったということで、その間炉の点検補修も必要限に抑えて処理を優先した経緯もございます。ですから当然2年半掛かって初期トラブルというふうなこと申し上げておりましたけれども、ここの施設の運転上の特殊性からそういったこともあったのかなというふうに評価しております。しかし、その初期トラブルというふうにお答えしたことが少しずれてくるということです。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

炉の燃え方の現実を見ていけば、そういうお答えは、私、できないと思いますよ。一番最初、私の記憶の中では、試験運転の時に2,600トン近く残って、その後、本格稼動になってどんどん搬入をされて、ピットから溢れんばかりになったんだと、よくよく考えてみて下さい。そこでですね、1日300トン処理する能力があれば、3炉運転をですね、10日もすればですね、全部解決なんですよ、一発で解決なんです。そこが見解が違うんですよ。だから私は、300トンが何日あるのか、221トン何日あるのか、2炉運転と3炉運転の現状はどうかと私は現状からお尋ねしてるんです。だからその辺はね、もっと炉の性能については、今の時点、改修された時点のみならず、最初からこの能力あったならば、起こった問題はこう解決されたはずだと、いとも簡単に私の試算では解決できます。ということは、応札条件、覚書の今からなっては、不十分だったとおっしゃるけれども、最初に戻りませうけど、最初から不十分だったんですよ、今から返らなくても、単純な話です。だから、そこんところの見解をきちんとね、答えにくいところもあるというのは、私も分かっています。でも、裁判ということで向う時に本当にできれば激論はしながらもそういう立場としてね、共通の立場に立てればなという思いで私は質問しているわけなんです。改めてお答えをいただくと同時にですね、先程もう一つ、もう時間も少なくなりましたので、覚書と変更

覚書の差のところが論議をされました。あの差からいくとですね、用役費は、1億にしかならんのですよ。587やったですかね、それと48いくらを引けば、単純引き算をすれば、1億にしかありません。そして、応札条件では、1億7千なんぼだったでしょう。ちょっと資料見ながらじゃ無いですから、あれじゃないですけど、単純比較しても1年間で7千万以上違う。こういう現実があるんですよ。私の単純に見た計算間違っているのでしょうか。併せてご答弁を願いたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

今から裁判の方向に進むにあたって、基本的な私どもの立場、姿勢ということで、少なくとも今お答えいたしましたように、これまでのJFEの説明に対しては、やはり違ったというふうな考えを前提に今後進めていきたいというふうに思っておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。それと覚書、最初の覚書、5億8千7百万、それと変更後の覚書、3年間で14億6千百万、単純に3で割りますと4億8千7百万、1億円の差が基本的には、電気、ガス等の当然組合の方で直接お支払いをいたしますので、その分は、除かれているものというふうに思います。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

時間が無くなりました。裁判についてもお尋ねをしたかったんでありますけども、とにかくやっぱりですね、情報を共有しながら今後どうしていくのかということも含めて、組合の責任もあるでしょう。そして、メーカー側ですね、私は社会的責任も大きくあると思ってるんです。残念ながら何度も申し上げますけども、議会で高砂のように百条委員会がその原因調査をするという道が残念ながら現在はできてない状態になっておりますが、本当に見事な調査だったと思います。その一端だけしか紹介をしましたが、そういうのは、既に調査済みのことでありますでしょうから、裁判にあたってはですね、本当に組合、それから議会、住民の方々が激論はしながらですね、でも今までの間違いは、間違いとして、きちんと正しいあるべき姿に近づけていくということをお互いしっかり確認し合いながら、今後の裁判の行方を

見守ると同時に、議会でも論議させていただきたいということを申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（中村敏治君）

これで通告された一般質問は、すべて終了いたしました。しばらく休憩いたします。

（午後 3 時 1 0 分 休憩）

（午後 3 時 2 0 分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に日程第 5 に入ります。議案第 7 号「専決処分を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合の一部を変更する規約）」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第 7 号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約）」についてご説明いたします。

県央県南広域環境組合は、長崎縣市町村総合事務組合に平成 2 年 4 月 1 日に加入し、公務災害補償に関する事務及び退職手当に関する事務を取扱っていただいております。

地方自治法第 2 9 0 条の規定により、一部事務組合の組織、事務及び規約を変更するときは「関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されていることから、本組合議会の議決が必要となりましたが、議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、3 月 1 2 日に専決処分したもので、同法第 3 項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。変更の内容は、平成 2 0 年 4 月 1 日から五島市の交通災害共済に関する事務を長崎縣市町村総合事務組合で共同処理することから、共同処理する団体に変更が生じたものでございます。なお、4 ページには新旧対照表を添付いたしております。簡単でございますが以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜われますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第 7 号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

これより議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合の一部を変更する規約）」に対する討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長（中村敏治君）

お諮りいたします。議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約）」は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認することに決定をいたしました。

○議長（中村敏治君）

次に、議案第8号「訴えの提起について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第8号「訴えの提起について」についてご説明をいたします。平成17年度から平成19年度の3年間の用役費等にかかる精算につきまして、2月組合議会以降も、JFEと鋭意協議を重ねてきたところがございます。しかしながら双方の主張に相違があり、協議は平行線のままで、担当者での交渉に限界も見えて参りました。顧問弁護士との相談も重ねた結果、法廷での決着が妥当という判断によりまして、訴えを提起するために地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この議案を提出するものがございます。それでは、議案に沿ってご説明いたします。1番 被告となるべき者は、現在、運転管理・点検整備補修等を委託しておりますJFE環境ソリューションズ株式会社と当施設プラントのメーカーでありますJFEエンジニアリング株式会社でございます。2番 訴えの内容は、当組合所有のごみ処理施設の平成17年度から平成19年度の間、用役費等の精算並びに債務不履行に基づく損害賠償請求でございます。3番 授権事項につきましては、訴訟の進行に伴い想定されうる行為につきまして（1）から（4）に示しております内容の授権をいただきたいというものでございます。4番 管轄裁

判所は、長崎地方裁判所とするものでございます。

次に損害賠償請求額について、別添資料によりご説明いたしたいと思っておりますが、具体的な内容につきましては、議決をいただいた後に弁護士を含めて精査をし、訴状の作成をして提訴という形になって参りますが、現時点での考え方ということでご説明をいたします。

お手元に配付しております、「議案第8号 訴えの提起について 資料」でございますが、「請求額（予定）内訳書」という表を付けさせていただいております。表の見方につきましては、先程ご説明いたしましたけども、改めて説明をさせていただきます。まず一番左側に記載しておりますのが比較しております項目でございます。左から2番目に当初覚書応札提示額ということで入札に臨む際にメーカーより提示をされた金額内容になっております。これにつきましては、去る2月の組合議会の附帯決議で、応札条件及び当初の覚書を基本にメーカーとの交渉を求めるということを受けまして比較の対象をこちらに持ってきているところでございます。そして、その右横の欄に17年度、18年度、19年度の決算の内容をそれぞれ記載しております。19年度の金額につきましては、決算を認めていただいた後ということになりますので、この時点では、支出額ということで見ていただければと思います。これらと当初覚書の内訳であります応札提示額を比較しているということになります。上の表の下から2段目に小計ということで、記載しておりますが、当初覚書の5億8,700万円の額に消費税を加えた額6億1,585万4,400円との比較としております。そして17年度に掛かった経費の総額として、11億4,016万9,641円ということになりますので、その差額が真ん中の表になります、「当初覚書との差額（A）」という欄の17年度の5億2,431万5,241円となります。同様に各年度の記載をしております。そして、その下の表の追加工事の「小計（B）」との合計が下の表の3カ年の請求額で19億7,683万563円になります。これを訴額の予定額といたしまして、訴えを起こすことについて授權をお願いするものでございます。

それぞれの個別の項目の内容につきましては、ご覧のとおりでございますが、用水費 水道料金につきましては、応札提示額3,567万3,750円となっておりますが、17年度以降実際は、諫早市から水をいただいております。ここに記載しておりますのは、上水道を使った金額を記載しております。当然生活用水等も除く必要もあろうかと考えておりますが、どこまでを除くかということも、交渉の中身の1つというふうに考えております。いわゆる建築電力と同じような考えで、どこまでがプラントで、どこまでが事務所の経費なのかという部分でございます。この辺りもきちんと精査してい

なければならないところであります。買電費は、建築電力・用水ポンプを含んだところの金額で記載をしております。特に基本料金につきましては、応札提示額の時の基本料金と各年度での基本料金の変動がございますので、考え方としては全体でございます。売電につきましては、買電費からマイナスするという考えからマイナス表示をいたしております。ガス料金につきましては、各年度の実績の天然ガス購入経費になっております。薬品、油脂費、人件費は、応札の際にはそれぞれ内容として明記をされているところがございますが、各年度の運転管理経費に含まれるものになりますので、一括した表示になっております。維持管理費につきましてはご覧のとおりでございます。副産物 搬送経費につきましては、決算等では再資源化管理業務といたしているところがございます。それから売却した経費をマイナス記載しております。

次の追加工事でございますけれども、これらはメーカーの方から話がございまして、17年度の稼働当初から予定よりごみ量が多いということ、これに対応して行く為には必要な工事があるということから、組合の方で予算化をしながら対応をいたしてきたところがございます。この際には、組合議会にもご説明をし、ご了解をいただいて執行をしてきたところがございますが、改善改良工事をして、今現在順調に稼働をしている状況から鑑みて、その妥当性について、再度検証をしたいということも含めてここに記載をいたしております。以上でございます。

なお、本件に係る経費を、後程審議していただきます議案第10号「県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」で計上させていただいているところがございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

馬渡です。ちょっと単純な質問でございますけれども、これは平成17年度から19年度までの用役費の精算と、私も議会の時によく質問をしたわけでございますけれども、用役費が高すぎるんじゃないかと、しかし、これは3年後に精算をして見直すんだということで私は答弁をもらって、高いけど出し代えとって後で精算するんだなと認識しとったわけでございますけど、その

精算が噛み合わないということでこうして訴訟になったわけでございます。しかしながら、訴訟の相手というのは、このプラントを造った人これは当たり前ですけども、今運転を運営をしている会社であるわけですね。それとまだ結果が出ておりませんので、それと覚書というのもまだ生きておるわけでございます。用役については、ごみ量ですね、ごみ質、それと運転経費及び維持補修費の保証については、その正式引渡し後3年ごとに精算し見直しを行い、3年間の総経費を14億6,100万円ということですと続いているわけですね。それとその下にですね、6番目ですけども、本施設の正式引渡し後15年間これは規約は有効なんだと、本施設の引渡し後3年経過後の保証内容については、本施設の引渡し後2年間の実績を踏まえてということで見直しをする時期に来てるんですね。その点どのように捉えておられますか。一方じゃ訴訟を起こして裁判を起こしたと、しかし、やっぱり運転は止められずずっと継続して行くし、お互い信頼関係を持ってこのクリーンセンターを運営して行かなければならない、お互い兄弟というかな、親子というかな、親戚というかな、そういう関係でありながら訴訟というのは本当は起こしたくない訴訟じゃないかなと思っておりますけど、その辺どのように考えておられますか。本当に単純ですけど、喧嘩の中に仲直りをと、今から先も一緒にやってみようということがこの覚書でまだ生きていますね。その点はどのように捉えておられますか。お尋ねをいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃるようにJFEとは、今回訴訟というふうに新たな出発をいたします反面、ここの施設の運転管理をしていただいているところでもございます。これまでは、それぞれの担当レベルで交渉を続けて参りました。しかしながら、やはりなかなかお互いに主張に隔たりがあり着地点が見えないということの中で、一つにはむしろ担当者同士のやり取りより場をそっちの方に移した方が良いのではないかというふうな考え方もあったということでございます。また、やはり今の段階できちんとした物でないと関係市とか、組合議会の皆様にもご納得をいただけないのではないかというふうな考えもあって、この際裁判に移ったというふうにご理解をいただければと思います。覚書については2年後、要するに最初の覚書は17、18、19の3カ年を対象に契約を結んでおりましたけども、その覚書の内容について双方の解釈が違うということで今のところ争いということになっております。今、例えば19

年度で3カ年切れてしまいますので20年度以降どうするかというふなこともございまして、今現在は暫定的にこれまでの覚書を参考にして、今回この問題が裁判等で決着した場合は改めてその決着した内容に立ち返って精算をするという話合いの基に今現在運転を継続しているというところでございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

大変難しい立場で訴訟を起こさなければならない状況かなと思っておるわけでございますけども、しかし、もし裁判の結果が出た場合、裁判が2年か、3年かかる。もしこれは負担は認めないんだってなった場合は、また19億は、性能は上がってきたということですけど、十何億のまた余分なる負担を納めなければならない、これは各市の公金を負担金として納めているわけでございますので、その点、私達も本当に3年で見直して、一応組合が立て替えてJFEと交渉で大部分は返ってくるんだという認識で、私は市の議会に帰っても説明をしてきたわけです。これがもし大変なことになったら私達は何ぼしよったやて言われても本当にいたしかたない状況でございますので、とにかく今、松本議員も色んな議員さんもお尋ねをしましたけども、公金を負担金として納めているんだと、市民の皆様方の大切なお金を負担金として納めているんだということの認識をですね、忘れずに、とにかく一生懸命になってこの覚書をもう少し精査しながらですよ、一生懸命なっただけならばと思っております。なんかここにちょっとどうなのかなと、ごみ質とごみ量を超えた場合はその罰則規定がされないとか、何とか読みよればですよ、本当にもう少しこの覚書は早めに出していただいてですね、お互いで精査すればよかったなど、今年の2月に初めて出て皆さん本当にびっくりしているようでございますけども、とにかくこのような重要案件、そして難しい裁判ということ十分承知をしておりますけども一生懸命になって頑張っていたければなと思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

私もちょっと簡単な数字をお尋ねしたいんですけども、ここにですね、

薬品費、油脂費、人件費ということで17年度から一括して扱われております。それをですね、この例えば17年度で言いますと、3億5,861万7,000円から人件費1億6,900万円単純に引きますとですね、薬品費と油脂費で1億8,000万円以上掛かっている計算になるんですよね。薬品費については少し大きいのかなって話はちらっとは聞いたことがあるんですけども、改めてびっくりしてるんですけども、これはこんな一括じゃなくて個別に17年度いくら、18年度いくら、19年度いくら、そして基といわゆる覚書、応札条件と比較してみてもうどうだというのはですね、明示をされておられません。ある意味ではこの油代、油脂代というのは隠れたですね、負担増というふうに見て取れるんですが、ちょっとその辺がどうなっているのか、当初覚書には書いてありますが、それぞれの年度の所には書いてない。引き算をすると大変な金額になって当初覚書の数倍というふうに見えるんですが、もうちょっと補足説明をお願いできませんか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

ここに上げておりますのは、運転委託費として一括して契約をしているものですから一つの数字で表しております。内容的には数字で申しますと、人件費が約2億1,000万円程度ですね、薬品費が4,950万円位です。それと薬剤費油脂類ですね、これが780万円程度です。それとこれにですね、日常点検分ですね、ガスエンジンの日常点検ということでJFEの方から要望がありまして、日常点検なので運転管理の方に入れて欲しいということでその分を入れております。これが約5,400万円というふうな内容になっております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

私、薬品代と油脂代が高いのかなと思ってたら一番高いのは今聞いてみると日常点検何とかと、ちょっと正確には聞き漏らしたのですが、5,400万円これはここに入っとらんけれども上げられるというのは、覚書や応札条件の中ではどういう取り扱いになっていたのか、どうなっているんですか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

応札条件と申しますのは、各項目毎に金額を上げておるんですが、実際に運転管理費として契約をする場合に、実際は薬品費、油脂費、人件費の方が良かったんでしようが、ガスエンジンの日常点検分ということで向こうの方から要望がありまして、運転管理費の中に含めて欲しいということでそれを含めた金額で運転管理費として契約をしているということでございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

そしたら、それはいつの段階で入るようになったんでしようか。応札条件、最初の覚書というところでは、おっしゃたような運転管理費ですか、その項目は出てきませんよね、だとするならば変更覚書の中で新たに盛り込まれたものというふうに理解してよろしいんでしようか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

変更後の覚書の中に14億6,100万円というのがございます。この内訳としまして、運転経費と維持補修費ということで、その金額が14億6100万円トータルでということになっておりますので、その時点が入ってきているということです。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。3回になっておりますのでよろしく申し上げます。

○7番（木村和俊君）

いくつかお尋ねをいたします。議案で被告となるべき者ということで、JFE環境ソリューションズ株式会社 代表取締役 腰原敏夫さんともう一つ

J F Eエンジニアリング株式会社 代表取締役 岸本純幸さんと二つになってるんですけど、それぞれにどういう要求をね、どういう根拠でどういう要求をするということで被告が二人になっているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。それから、資料の請求予定の内訳の中でですね、副産物の売却費という欄があります。17年度がマイナス17,282円、18年度がマイナス20,372円、19年度がマイナス25,203円ということですけど、これは売却で得た収入というふうに理解をしていいのかどうか、その辺まずお聞かせください。それから3点目ですけど、今度の請求はですね、燃料費、光熱水費、それから追加の工事費というのが主な内容になっているんですけど、ちょっとお尋ねをしたいんですけどね、運転の管理業務委託契約書ですね、これは環境ソリューションズとの契約ですね、これのですね、5運転管理業務の内容ということでずっと書いてあります。その(2)の保守点検業務これの中にね、ちょっと読みますから、高圧電気設備の点検、クレーンや車両、計量機、ボイラー、エレベーター等の法定点検は甲が行うと、これは組合ですよ、甲が行う。その他の設備の定期点検を含め点検による修理は、性能保証に関する覚書の維持補修費で対応するものとするということになっておるんですね。クレーンとか車両とかエレベーターのこういった物の法定点検は、当然組合がやりましょうと、しかし、それ以外の設備の点検については、これは性能保証に関する覚書でやってくださいと、やりますということなんですね。ということは、これらの後段の法定点検その他ですね、これは運転委託管理ですね、3年間で9億、この中でやってくださいというふうに理解すべきだというふうに思うんです。その辺どうなのかですね、しかし、実際の請求には、これは入ってないんですよ。こうした点検委託に掛かる費用は3年間でね、私の計算では、決算書を見ると6億8,400万円になります。これは先程の19億7,600万円これには含まれてないですよ。ですから、その辺はどう考えたらいいのかですね、お聞かせください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、私の方から一点目、訴えの相手の関係でございます。J F Eエンジニアリングは、平成18年10月1日に事業の統合再編を行っております。建設工事契約や工事補償覚書など契約上の地位継承を行ったようですが、この施設を建設したメーカーの責任は保有し続けていると考えていることなど、

総合的に考え、また、弁護士とも相談し J F E エンジニアリングと J F E 環境ソリューションズ両者といたしております。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

先程申されました運転管理の契約書ですね、これの中でボイラーとか、クレーンですね、それと圧力容器とか、これには書いてない部分があるんですが、その辺は性能前自主検査ということで組合で実施をしておりますし、その経費の分は先程の資料の経費の中に入っております。それと車両とか、計量器とか、エレベーターの法定点検等につきましては、組合が独自にやっておりますしてその中には入っておりません。

（発言するものあり）

○施設課長（坂本昌晴君）

その他の部分ですね、それは点検整備の中に入っております。副産物のマイナスでございますが、売電と同じ考え方で売り上げとして入ってくるのでマイナスということでございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

はい、分かりました。後の副産物のところからちょっとお尋ねしますがね、この内訳では例えば19年度の売却費、収入ですね、これは25,203円ということになっています。しかし、19年度の決算書では副産物の販売収入は68万2,294円ということになっていますね、かなりそれぞれの年度で同じようなことでかなりの開きがあるようです。その辺のことの説明をしてください。それが一つ。それから二つ目の点検の費用。私が尋ねているのは委託契約では、クレーン、車両、計量機、ボイラー、エレベーターこういった物の法定点検は、これは組合がやりますよと後段の所です。その他の設備の定期点検を含め点検による補修こういったものは性能保証に関する覚書の維持補修費で対応しますという内容なんです。だから後段の部分は当然これは3年間で9億円、これの委託費で対応すべきものだろうというふうに思うんです。その辺どうなのかということを知っているんです。それから、被告が二人になっているということですよ。今の説明でですよ、だか

ら今度の裁判で問われるのは、3年間の委託した環境ソリューションズだけじゃなくて、建設に関わっているエンジニアリングもここも責任を問うということですから訴えをしますよというふうに理解をしいんですね。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最後の被告となるべき者のところについては、その通りというふうに思っています。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

まず、スラグのことについてでございますが、応札条件の中にですね、スラグについては、引き取り或いは処理委託業者の斡旋又は紹介ができることを前提としますという文言が入っております。これを考えますと、この中にスラグの料金が除かれていると、組合が直接、JFEから入ってくるのじゃなくて、直接取り引きをしますので、この中には入っていないということで、スラグが除かれているという考え方になります。それから維持補修費のことなんですけど、今、木村議員さんがおっしゃったのは全体で9億円とおっしゃいましたが、薬品、油脂、人件費のことをおっしゃってるんですかね、違いますか。

（発言する者あり）

○施設課長（坂本昌晴君）

その下の維持管理費という部分でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

被告が二人になって、それぞれ建設に係る部分の責任、もう一つは運転委託に係る部分についての責任、この二つを裁判で争うということだということでも分かりました。二つ目のこの内訳表の副産物の売却費ですね、これはスラグの収入は入っていないんですね、分かりました。最後の三つ目のこれは

まだよう分からんのですよ。私が尋ねているのは、この委託契約でいけばね、後段のその他の設備の定期点検を含め点検による修理、その他は維持補修費で対応するものとするということになっているから、これは当然3年間で9億円で委託契約していますよね。これで対応すべきものだろうと、メーカーが負担すべきものだと思うんですよ。ところが、実際は決算書を見れば分かるように全部組合が出してますよね、点検費用その他は全部出してるんですよ。その総額が先程言うように6億8,400万円ちょっとになるんです。だから本来だったら、これは委託契約書にあるように、そして覚書にあるように3年間で9億云々のね、これで賄われるべきものだろうと思うんです。何で組合がそういった点検費を出しているわけですから、これについても、今度の請求の中に入れるべきだろうというふうに思ってるんです。それを説明をしてくださいということです。

○議長（中村敏治君）

しばらく休憩いたします。

（午後3時59分 休憩）

（午後4時 4分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。答弁を求めます。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今のご質問の件ですけれども、維持管理費という欄がその次の欄にございます。今見ていただいています、薬品費、油脂費、人件費、ここが三つまとめて3億5,800万円というようなことで、これが運転委託契約に相当するものでございます。木村議員がおっしゃっているように、ここの分の3年間で運転委託を約9億ですね、3年間で9億ということになります。お尋ねのその他の点検費というのは、その次の行の維持管理費という所で含めておるところでございます。維持管理ということで決算の方で表示をしている所では、点検整備補修業務等で表現をしている分とか、性能検査前自主点検整備業務というようなことで表現している部分はその分にあたります。

（発言する者あり）

○総務課長（今里良二君）

7億3,601万5,305円です。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

分かりました。そうしますとね、ここに書いてあるこの維持管理費3年間で7億いくらね、この金額というのはこれまで組合が出していた決算でずっと予算で出していますね、点検費用とか、維持補修費とか、これは本来だったらメーカーに出してもらわないかんのだけど組合がずっと出してきたと、だからその分も今度請求しますよということになっているというふうに理解を
しているんですね。僕は、そこを聞いていたから、そういうことになっているということではっきりと答えていただければそれでいいんですよ。請求から落ちてないということであればそれで結構ですから。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

覚書との比較の話になりますけども、決算で先程ご説明しました維持管理、ここで申し上げますと、維持管理費ですね、これと薬品費、油脂費、人件費これを合計したものの全体は覚書、応札条件で言いますところの3番目、当初の応札条件の2ページ目の維持補修費ですね、これと人件費これを合計したものというふうに考えております。もう一度申し上げます。維持補修費というのが維持管理費に相当するようなもの、そして人件費、用役費の一部薬品等も入ってくるわけなんですけれども、その部分が薬品費、油脂費、人件費になります。それですので最初ご質問をされていらっしゃる運転委託の契約書にありますその他の点検費については、覚書の維持管理費に含むというのは、そちらの方の経費として、また別途契約をするという表現です。ですのでJFEの負担でやるというふうなものではございません。ですから維持に掛かる経費、この運転の方にはそれは含まないよという表現です。維持管理の方で契約しますという表現になります。

○議長（中村敏治君）

それでは、他にございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

色々こう難しくなりよるんですが、先程、私質問したように14年10月22日はね、応札提示額というのがあって、いわゆる用役費は何かと、用水費が年間3,397万5,000円ですよと、電気料金は2,661万5,000円ですよと、買電費が1,375万2,000円ですよと、それから都市ガスというのが6,265万6,000円ですよと、排ガス系が薬品費として3,441万8,000円ですよと、排水系、薬品機器の排水系が196万円ですよ、余熱系が34万4,000円ですよと、そして油脂費というのがあって175万円で済むんですよと、その合計が1億7,547万円ですよと書いてあるわけですか。それと残渣物埋め立て処分費というのがありまして、これが副産物の有償引取りと、売却費が32万円、輸送費が919万円ということで経費の合計が887万円と、ただし熔融スラグは含まないですよと。それで売電収入はマイナスにて表示ということで32万に、そして全部に消費税が掛けてあるわけでしょう。維持管理費として維持管理費の中には何が入っているかと、定期点検が入ってます、補修も入ってます、オーバーホールも入ってますと。年間経費は2億4,118万8,000円と、そして人件費は年間経費が1億6,100万円ですよと、そして年間の経費が5億8,652万8,000円ですよというのが提示されているわけですよ。それに全部これを当てはめたと、17年、18年、19年の実績を当てはめたとということじゃないんですか。だから具体的な数字を上げて説明をすれば分かるんだけど、どうも何か知らんけども維持補修費の中には定期点検とか、補修とか、オーバーホールと書いてあると指摘すればいいわけですよ。私の今の説明で間違いないですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

間違いございません。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

今、裁判にかかる金額が出てきてそれぞれその補修費で議論をされてるんですけど、今、ややこしい説明があったもんですから、私もこんがらがっておるんですけども、先程最後に言われたガスの日常の点検ということで5,400万円は外してそっちの方にJFEの方から頼まれてそっちに切り替えたというふうな説明があつたんですけども、これもともとですね、そこら辺が良く分からんところがあるわけですけども、応札条件並びに最初の覚書で交渉にあたってやってくれということで、全会一致で議会在議院が附帯決議を付けたのに基づいてこれが出てくると思うんですよ。ところが分からんところが、皆さんの今までの説明の中では、どうも一方では変更した数字が両方に出たり出んだりというところが出てくるもんですから、ちなみにですよ、ここじゃ裁判に提訴する立場ですから、まずいですから公にしなくても結構なんですけども、変更した時に、これがどういう数字になるのか、非常にそこら辺が理解したいところがあるんです。変更する前の覚書と応札条件に基づいた金額がこれとすればですよ、これを変更しとるでしょ、16年の時点で覚書の変更をしたでしょ。変更した時にこの数字がどう変化するのかなということがあるもんですから、私達がこんがらがってしまうものですから、変更をしない時にこれくらいの請求がされると、変更した場合には、こうなりますよということが理解できるようなものができないものですかね。

(発言する者あり)

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

その辺が今後の裁判の中で大きなテーマとなつてこようかと思つてまして、十分弁護士の方とも打合せをしながら調整していきたいというふうに思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

今まさに請求金額の内訳の議論をしてきたわけですから、本来、相手方の立場で説明をしなきゃいかんという数字が出てくるとなれば、まずいところ

があると理解はしたうえで、もし方法的に分かるならということで聞いたわけです。それともう一つは、最初から言っている通り、弁護士を二人いれて、後から出てくると思うんですけども、コンサルタントが14年当時から相談相手として取り扱われてる総合エンジニアリングというコンサルタントがおられますよね。その人達とそれぞれ協議をしながらこの数字を出され、そして、今後もそれを基にやられると思うんですけども、裁判になるなら技術的な問題、化学的な問題、専門的な問題というのがおおいに真価を問われる問題が出てくるだろうと思うものですから、その人達を有効に利用しながら、その情報の中で有利な裁判になれるような準備は、今まで全然コンサルタントの話が出ないものですから、そういうことはどういうふうな取扱いで臨まれるのか聞きたいんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

これまでも様々なJFEとの交渉の中におきましても、総合エンジニアリングの参加の基に進めてきておりまして、当然、その交渉の場が法定に変わっても当然総合エンジニアリングとの連携とか、そういったものは保って行きたいと思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○8番（柴田安宣君）

議長。

○議長（中村敏治君）

柴田議員。

○8番（柴田安宣君）

最後になりましたけども、なら最初から入っていたというのが分からなかったものですから聞くんですけども、この当初の応札条件、それから覚書、それから変更ということがあっているわけですけども、その時節にもコンサルタントはタッチされて相談相手になられておったんですか、ではなかったんですか、どちらですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最初から総合エンジニアリングには関わっていただいております、工事施工監理までしていただいているんですけども、全て関わっていただいたものではないというふうに聞いております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第8号「訴えの提起について」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第9号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」をご説明いたします。

本案は、平成19年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算がまとまりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を受け、意見を付して議会に認定をお願いするものでございます。

お配りしております主要施策の成果説明書によりご説明いたしたいと存じます。併行して決算書の方もご覧いただきたいと思っております。成果説明書3ページをお開きください。決算書は1ページから4ページとなります。平成19年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額33億390万22円、歳出総額30億6,592万55円でございます。歳入歳出差引残額2億3,797万9,967円。実質収支も同額となっております。表1をご覧ください。平成18年度決算との比較でございますが、歳入総額で約3億2,051万円の増、歳出総額で約6億4,912万円の増となっております。決算額の増の

要因といたしましては、据え置きとなっております15年度の起債の元金償還が新たに始まり、公債費が前年度より約5億2,100万円増加し、また、ご存知のとおり、施設の改善改良工事に関連いたしまして、長崎市等へごみ処理委託を実施したことによる増でございます。

次に、歳入決算についてご説明いたします。成果説明書の4ページをお開きください。決算書は7ページから10ページとなります。まず、1款分担金及び負担金でございますが、決算額24億円は構成市からの分担金となっております。成果説明書9ページをご覧ください。別表4でございます。ここに各構成市の分担金額明細を記載しております。もう一度4ページをご覧ください。

続きまして、2款使用料及び手数料でございます。決算額1億8,313万9,802円となっております。内訳はごみ処理施設敷地使用料として、NTT西日本及び九州電力から1万9,562円納入されています。また、業者及び一般家庭から直接持ち込まれました、年間ごみ受入量82,000トンの36パーセントにあたります、約30,000トン分の廃棄物処理手数料として、1億8,312万240円が納入されております。

次に、4款財産収入です。基金預金利子として602万4,110円となっております。内訳は、財政調整基金預金利子555万7,871円、ごみ処理施設建設基金預金利子6,624円、用地取得基金預金利子45万9,615円となっております。

次に、決算書は9ページ、10ページになります。5款繰入金ですが、用地取得基金から組合管理棟・駐車場の隣接地ですが、その用地を取得するため793万3,260円を繰り入れいたしております。

次に、6款繰越金です。繰越金は18年度からの繰越で、5億6,659万6,285円でございますが、内訳として、純繰越が4億8,058万2,184円、前年度からの繰越事業分として8,601万4,101円でございます。なお、繰越事業分については、後程歳出で内容説明をさせていただきたいと思っております。

最後に、7款諸収入でございますが、1項預金利子として、223万6,326円でございます。2項雑入としては、まず、先程、前年度との比較でふれましたが、長崎市等へのごみ処理委託に係る委託料経費としてJFE環境ソリューションズから1億2,345万8,573円が納付されました。歳出で同額の委託料を支出いたしております。その他、余剰電力の販売料金23万1,665円、副産物の販売料金が、68万2,294円、余熱利用施設の上水使用料として、指定管理者から1,233万8,000円、ダンボール等販売料で83万7,440円、また、臨時職員の雇用保険等、その他42

万2,267円で、雑入の合計は、1億3,797万239円となっています。以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

引き続き歳出決算のご説明をいたします。成果説明書の5ページをご覧ください。決算書は11ページ、12ページとなります。1款議会費でございますが、予算額139万9,000円に対し、決算額104万6,108円となっており、執行率は74.8パーセント、不用額は35万2,892円でございます。不用額の主なものは、議会の開催を見込計上したことによる報酬及び費用弁償の執行残となっております。

次に、2款総務費でございますが、まず、総務管理費でございます。決算書は11ページ中段から14ページになります。決算額は7,444万5,310円で、組合の管理運営に係る経費となっており、予算額7,694万5,000円に対し、執行率96.8パーセント、不用額249万9,690円となっております。不用額の主なものは、施設清掃業務委託の入札執行残や需用費の執行残などがございます。

次に、監査委員費でございます。決算書は13ページ、14ページ下段となります。決算額は52万2,611円。予算額84万4,000円に対して執行率61.9パーセント、不用額32万1,389円となっております。不用額の主なものは、費用弁償の執行残となっております。

3款衛生費でございます。決算書では15ページから20ページでございます。決算額は19億7,498万1,097円となっており、予算額21億5,704万7,101円に対する執行率は91.6パーセント、不用額は1億8,206万6,004円となっております。主な支出は、施設の燃料費、光熱水費等ごみ処理に係る用役費等の支出、余熱利用施設の管理費等でございますが、前年度からの繰越事業といたしまして、市道小岩線改良工事、同じく市道小豆崎古場山線改良工事、また、中田町ゲートボール場整備に伴う補助事業を地元還元事業として実施したところでございまして、合わせて8,509万9,551円を支出いたしております。次に、決算書の16ページ、下段の委託料の欄で長崎市等委託分として記載、また、20ページ、上段委託料の欄で長崎市搬送分と記載をしておりますが、昨年実施された施設の改善改良工事に関連して長崎市等へのごみ処理委託料として、合計で1億2,345万8,573円の支出をしておりますが、内容は、昨年7月9日から10月19日の間で、延べ4186.02トンのごみ処理委託を行ったものでございまして、経費につきましては全額、JFE環境ソリューションズの負担で処理したところでございます。

また、20ページ下段の委託料の欄になりますが、余熱利用施設の運営赤字の補填として、300万5,373円を指定管理者である株式会社協栄へ

支出しております。不用額の主なものは、燃料費の執行残や運転管理業務の執行残、長崎市等へのごみ処理委託経費の執行残などでございます。

成果説明書6ページをお開きください。次に、4款公債費でございます。決算書では21ページ、22ページとなります。決算額10億1,492万4,929円は、一般廃棄物処理施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債の償還金元金及び利子でございます。内訳は、元金が8億1,145万1,791円、利子が2億347万3,138円となっています。なお、成果説明書10ページには、起債償還表を掲載しております。

最後に5款予備費でございますが、使用する案件がなく、1,000万円全額不用額となっております。

次に、決算書の23ページには実質収支に関する調書、25ページから最終28ページは財産に関する調書を掲載しておりますが、この中で1点ご報告がございます。25ページ、26ページの土地及び建物の表をご覧いただきたいと思っております。18年度の決算年度末現在高がそのまま今回の前年度末現在高に来るわけでございますが、表の上から3行目の公用と公共用の区分について、18年度まで誤っておりまして、全て公共用に記載いたしておりました。しかし、組合の管理棟や処理棟は公用の欄に記載しなければならなかったものでございまして、今回区分して掲載したところでございますのでご了承を賜りたいと思っております。次に下段の表になりますが、余熱利用施設のんこの温水センターの名称を、商標登録いたしましたので、(2)無体財産権に、商標登録権を平成19年度より掲載しております。登録有効期間は平成19年6月22日から平成29年6月21日までの10年間となっております。

次に、別冊の審査意見書でございます。7月30日に監査委員によります決算審査を受けましたので、審査意見を添付いたしております。

簡単ではございますが、以上で平成19年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村敏治君）

午後5時になりましたら会議時間を延長いたします。

これより議案第9号「平成19年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示し願います。まず、歳入に対する質疑に入ります。何かございませんか。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

10ページについてお尋ねをいたします。一つは雑入、副産物の販売収入68万2,294円になってますね。ちょっと歳出とも関わって申しわけないですけども歳出の方では運搬費として1,522万5,000円ということになっております。この関係ですけどね、結局この副産物の運搬費を負担したのが1,522万5,000円だと、そしてそれを含めてスラグも含めて収入が68万2,294円だという関係になっているんだと思うんです。そういうふうに理解しているのかどうかお聞かせください。それから同じ欄の一般廃棄物の処理委託料、これは去年の炉の改修に伴うごみの処理を長崎市に委託をしたということで、その分がメーカーから入ってきたということで1億2,345万8,573円ということでこれは歳入の方ですね、先程の説明でこれと同額が16ページに支払ったという関係になっておりますという説明でした。そういう関係になるんだろうと思うんですけども、しかし、16ページの歳出の所はですよ、1億2,132万2,447円で歳出と歳入の金額の差が200万円ちょっとあるようですから、どうしてこうなっているのか、先程の説明では同額だと、僕は同額になるはずのものだろうというふうに思うんですけど、しかし、歳入歳出を見ると200万円程の差があるようですからそれについてどうしてなのかお聞かせください。それから監査委員の方にお尋ねをいたします。審査意見書ですね、意見書の2ページでこういう指摘になっているんです。上から4行目ぐらいですね、当初想定以上のごみ量を処理するため常時3炉運転を続けたことが炉に負担をかけ、このことにより維持補修費が増加しないか懸念しているという指摘になっているんですね。私は先程の今日の質疑の中で管理者も今度の裁判に至った経過の中で、やはり炉に欠陥があると思わざるを得んというのは、去年の夏からの修理をした後2炉運転で十分やっつけていける状態になったんだと、1日に2炉運転で230トン近くを処理できるようになったと、これが本来の姿だろうと思うと、だから裏を返せば去年の改善改良する前の炉にやはり欠陥があったというふうに思わざるを得んというような認識を示されました。そうしますと監査委員が指摘しておられる3炉運転を常時続けたことが炉に負担をかけ云々という認識とは若干ずれるんじゃないかというふうに思いますので、その辺について監査委員のご意見を聞かせてください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

まず最初の2点でございます。スラグと副産物の関係でございますけれども議員おっしゃる通りでございます。二つ目、歳入JFEからの一般廃棄物処理業務委託料でございます。これは歳出の方を見ますと16ページでございます。クリーンセンター費の委託料の下から2番目一般廃棄物処理業務長崎市当委託料その分と20ページになります。委託料の6番目でございます一般廃棄物搬送業務というのが長崎市搬送分として210万円ちょっとございまして、その搬送分もJFEに負担をしていただきましたのでこの合計が歳入の合計に繋がってくるということです。以上です。

○代表監査委員（本村三郎君）

代表監査委員。

○議長（中村敏治君）

代表監査委員。

○代表監査委員（本村三郎君）

この3炉運転を続けたことがというのはですね、暫らくそういう状態が続きまして補修費が出た時にそういう説明があったんですね。通常以上に続けたものですからその分の補修費が特別に支出しておりますと、そういう説明がありました。その後、改修はしたわけですが、そのことが全体にどのような影響を及ぼすかということが私どもはよく分かりませんので、そういうこともあるのではないですかと、ついてはきちんとJFEあたりに確認されてその分が今後どういうふうに影響するかをきちんと把握していただきたいというようなことでこのような表現をしております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

私も木村議員と同じですけれども、副産物循環型社会の形成ということで大変期待をされた施設でございまして、最終処分場はいらない、ごみは自転車まで燃えたと、電気も買わなくてよか売られますと、余った熱は温水プールでも作れますという宣伝文句で始まったわけでございますけれども、副産物が60何万にその経費が1,500何万掛かると、本当に循環型社会を形成する中にはこういう資源は大事にしていかなければならないわけでございますけ

ども、その差額が1,400万円か、1,500万円出た場合にですよ本当にどうかと、すみませんこれは本会議でございますので質問をしますけど、メタル、工業塩、硫黄とか色々と副産物が出ております。それぞれのお答えできる範囲の単価を、そして、それを何回運搬されて何処にどのような形で搬送をされているのか、それは組合がしているのか、JFEがしているのかお尋ねをいたします。

それと、のんのご温水センターでございます。今、類似の施設は、一杯できて、また、各市町村でも温泉を掘ってですね、経営的には大変だなと特徴を持っていかないと寄って来ない。これは事実でございます。しかし、昨年も約800万かな、300万の、組合の負担は300万でいい訳ですけども、指定管理者になれば500万、指定管理を受けて運営をして500万、組合は300万ですけど、その200万は指定管理者が出さなければならないと、この指定管理をする時の規約は、儲かったら折半ですよと50%づつですよと、しかし、損した場合は200万もってくださいと、あとの200万超えた分は、折半でしますよという取り決めでございますけども、本当に個人的にもし経営をしとったら、年間500万指定管理者が出しよって、この運営は継続できるかなと、それともどういう努力をすれば、黒字に変わっていくかなと心配をしとります。良い施設は、できたけん大丈夫。利用者も300人を超えるということでございますけども、これを黒字転換しなければ、私達の負担金の中から運営補助金のような形で300万を支出をされてるということで、これは十分自分達も考えていかなければならない状況じゃないかなと思っております。利用者も安定をしているということでございますけど、その利用者方々のやっぱり市とか、諫早から何名とか、そがんとは調べておらっさんとはですかね、それと色んな特徴のある施設を造らんとならないわけでございますので、お互いの知恵を借って特に地元は諫早市でございますので、住民を巻き込んだような運営をできるようにですね、頑張っていたければなと思っております。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員、温水センターは歳出の方ですよ。

○12番（馬渡光春君）

そうです。組合からの負担金が300万ということで、その改良が出来ないかと。

○議長（中村敏治君）

それは、歳出の分で、今は、歳入です。

○12番（馬渡光春君）

すみません。ごめんなさい。副産物の方です。間違いました。訂正いたし

ます。

○議長（中村敏治君）

そういうことで、後で歳出の方での答弁といたします。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

副産物のことについてでございますが、スラグとメタルがそれぞれトン当たり100円でございます。後の3つがトンの10円でございます。搬出先でございますがスラグにつきましては、長崎県内の地元業者で消費ができております。メタルについては、まだ実際に出した実績がございません。少ないために出しておりません。硫黄につきましては、和歌山県、工業塩は岡山県、金属水酸化物は福岡県の方に出してあります。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

今、スラグが100円とメタルがまだ出していないけど100円だということで、本当に収入的には大変だと、そしてあと一つ聞いたのは、この事業は組合が発注してしてるのか、それとも業務運営をしているJFEが指定されたところに送っているのかということで、特殊な品物で処理する所が無いんじゃないかなと、この前は佐世保市ですか、メタルを再生して舗装とか何かに使う施設を造ったようでございますけども、そういうとこと一緒に協力しながらですよ、なるだけ近い所、経費が掛からない所で処理ができるような工夫ができないものかなと、工業塩もどんどん出るということでございますし、あれは原料になるはずでございますので、JFE任せだけじゃなくして、組合としての努力をしてですよ、なるだけ経費の負担をしないよう循環型社会の形成は責務じゃないかと思っておりますので、その点をどのように考えておられるのか、ひとつ事務局長お願いいたします。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

歳出の方になるのかも知れませんが、副産物の再資源化事業でございます。この再資源化事業につきましては、おっしゃるようにお金を減らす為には、なるべく近場の方をお願いをするのが一番いいというふうに考えておりますけれども、なかなか近場できちんと処理をできる所が見当たらないというのが実際でございます。この際資源化先を探すのにあたりましてもなかなか私ども組合また行政といたしましてもネットワークの中で探し得ないという実態もございますので、このことにつきましてはJ F Eに対しましてもなるべく近場できちんと処理できる所を探してくれ、その結果経費を下げてくださいという要望はしております、J F Eも努力しておるものと思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

再資源化ということですが、ここには書いてありませんけれども、燃料になるガスが出ますよね。それはどういうサイクルになっているんですか。歳出の方でお尋ねをしようか、歳入の方でお尋ねをしようかと思ったんですけれどもどっちにも明記はしてない、しかし、一つの副産物として電気を起こす時も使えますよというふうな説明もありましたし、それから各工場に送付をしてそこでも使えますよというふうになってたんですけれども、どういうリサイクルのルートを辿っておりますでしょうか。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

精製ガスのことだと思いますが、ごみから発生するガスを精製してそれによってガス発電を行っております。サイクルと言いますか、そのガス発電に使っているということです。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

この敷地内で全部消費をされているというふうな確認でいいわけですね。これは工業用にもなるというふうなことも聞いておりますが、運ばれてはいないと、そうすれば逆に言えば、まともにタービンが動くようになったらその燃料が他にまた掛かるんじゃないのかと、買う電力と売る電力、能力が能力として覚書にいうふうに売電も買う方もゼロゼロになるということから仮定すると、今おきているやつで今の状態だったら、もっとそういう燃料代が稼動し、まともに行き始めたらもっと燃料代が掛かるんじゃないかと思うんですが併せてご説明をお願いします。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

生成ガスについてはですね、ごみから出るガス量によって発電の量が違います。ですから例えば2炉運転の場合は、ちょっとガスが少なくなるので発電量も減りますし、3炉運転の場合はちょっと増えますけども、実際今、松本議員がおっしゃっているのは覚書の4,000のことをおっしゃっていると思うんですけども、実際プラントで使っている電力はそれ以上になっていますので、その辺で均衡が取れていないということになるかと思えます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。他になければ次に歳出に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

先程、馬渡議員から質疑ありましたが、それを歳出の方で答弁お願いしました。のんのこの分、もう一回質問いいですか、馬渡議員。簡単をお願いします。

○12番（馬渡光春君）

すみません。私の間違いで歳出の方を歳入で質問いたしまして申し訳ありませんでした。もうお聞きになったと思いますけども、のんのこ温水センターの組合負担金が今年も300万円ということで大きな赤字が出ているということでございますので、とにかくその努力を支出の経費を落とすように努力をされていただきたいと、そして、これから運営をどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思えます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

一昨年が1, 200万円の赤字、引き続き昨年も800万円の赤字で、500万円、300万円の組合の負担をいたしているところでございまして、このことにつきましては、昨日も会議がございましたけども、その中でも非常に厳しく対策を講じるように指示をいただいております。まさしく今、入場者数の確保という意味ではとりあえず18年度並みにはできたわけですけども、更に他の施設あたりと比較しますとまだ少ない、また入場者1名当たりのお客さんの単価、客単価と申しますか、そういったものを更に上げる必要があるというふうに考えて、とにかく各地にPRまた例えば共通する施設の利用券とか、そういったものを早急に検討するように指示をいたしておりますし、併せて経費の削減につきましてもこれまでも行われてきてますけども、更に徹底したものをし、併せましてお客様の安全性等も担保できるようなことで経営改善計画といったものも出させて20年度には結果として黒字を出せるような計画が上がってきておりますので、今から間違いなくそのようにできるように我々も一緒に走って回るとするのが大切だというふうに思っております。以上です。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

12ページなんですよ。特別職で顧問弁護士の報酬として55万6000円上がっておるわけなんですね。それと下から2番目に法律相談謝金として1万500円あるわけなんですけど、その経緯を詳しく教えていただきたいと思えます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

上にございます顧問弁護士報酬につきましては、昨年11月から委嘱をさせていただいておりますので、下の報償費にございます法律相談謝金につきましても弁護士への支払でございますけども、10月

以前には必要なおり1時間5,000円とか、そういった単価でご相談できるようになっておりましたのでその分でのお支払ですから11月以降は顧問弁護士報酬ですね、それ以前が1回いくら、5,000円とかの謝金で支払をしているということでございます。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

そういうことであればですよ。私がそういうふうな弁護士を依頼するなら、例えば今後はおたくを顧問弁護士としてお世話になろうと思っておるから、そういうことを前提でお尋ねした場合は、たぶん無料になるんじゃないかなと思うわけですね。その点はやはり税金を使うもんだから慎重にやっていただけたらなど、私はそんなして何とかただで知恵ばもろうて帰ろうと思うんですけど、今後はその点を努力していただけたらと思うわけです。以上です。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

先程ご質問がございました特別職及び顧問弁護士報酬ということで55万6,000円になっておりますけども、顧問弁護士の報酬は月額8万円ということになります。そして11月からの委嘱になりますので40万円ということになります。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

燃料費についてお尋ねをしたいと思います。先程お話の中で3割程度改修工事を行ってガス代、燃料代が減っているというお話がありました。それはどういうことに起因するものなのかが一つ、それから先程例に挙げました高砂市の議会の百条委員会、この燃料費についても調査をいたしております。それを見てもとちょっと今、手元にはないもんですから正確なことは言えないんですが、例えばスラグとの関係の中で特に燃料を食う部分があるとか、こういう時に大幅ないわゆるガスを吹き込まざるを得ないと、そして、そう

いうのを全部挙げた上で改善をしたらどうかというのもですね、いわゆるコンサルタントの調査によって明らかになっているわけですが、そういうところについてはメーカーとの協議はしてはおられないのでしょうか。また、もし、してられないとするならばですね、答弁としては今後3割軽減できるし、なおかつ改善方を求めていくというふうになったわけですが、その改善方ですね、具体性というかそういうところについては説明できる部分があるのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

燃料費の削減につきましては、改善改良工事をしますと燃料費の軽減は見込まれますということで回答を受けておりましたが、その要因としまして考えられますのは改善改良工事の炉下部の水冷パネルを2段化したことで抜熱と申しますか、熱が外に逃げなくなって効率よく燃えるようになったと、そういうことが改善の効果として現れてきているんじゃないかなというふうに思っております。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

それは私も想像をしておりました。ただそれと同時に部分的にですね、これは本施設と当然私が例に挙げている高砂市施設が違いますので一概に言えるとは思っておりません。ただし、こういう部分では大量にガスを燃焼させざるを得ないんだというふうなところについてはですね、上げる調査をしているわけですね。だとするならば先程から総合エンジニアリングということである程度の知見を持ったところだと思うんですけども、今後3割以上、3割は削減できましたけども、本当に入札条件覚書に近づくためには更なる努力をしていただかないといけないわけでしょう。そうするためには、こちら根拠がなければならぬと、ひょっとしてこういうことで大量に消費をしているんじゃないでしょうかと、そうするとそれはもう専門家の領域になってくるんですね。そうするとそれを前提にするならば今のところ総合エンジニアリングに相談をするしかないというふうになるんですが、後7割をできるだけ減らして本来の姿に近づけていくというのをどういう方向性を持って

今後計画されているのか、組織的になされようとしているのか、その辺をもう少し説明をしてくださいというのが質問の趣旨であります。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

技術的な対策というのは、非常に難しいというところがありますし、まずその前に一つはきちんとその超過負担部分をメーカーでありますJFEに負担させるというのがとりあえずの対策かなと、ただ当然このまま行けば未来永劫こういう状況では双方困るわけですから、やはり専門的なメーカーとしてメーカーの方でそういった技術スタッフの活用並びにそれ以上の果たしてコンサル等の専門家がサーモセレクトに対してなのかどうか分かりませんが、まずはメーカーの方で研究それと実証あたりをしていただいて、うちの方の改善に繋げていただくようお願いしたいと思います。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

当然のことですけれども、その辺についてはですね、メーカーとも、もうちょっと論議を詰めていただいて、私達がインターネットで検索をしただけでも、色んな時に私も技術的なことは分かりませんが一挙にガスを食うというふうな部位もあるし、それを改善しなければならないというのも沢山出てくるわけですね。素人が他所の議会とか、或いは一部の専門家の見解等々でもネット上でも検索できる時代なんですよ。だとするならばですね、後7割本当に削減していくためのですね、たぶんメーカーだけではですね、私の予想ではできないじゃないのかと、むしろ少しは、先程論議がありましたけれども、お金は掛かったとしても自らがそういう調査を行うということぐらいのですね、覚悟もあって当然ではないのかなという気がいたしますけれどもいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

確かにそういった対策についても、今後検討をさせていただきたいと思
います。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

この決算の数字が一応出てきたわけですが、JFEとその運用会社ですね、
ここが6億1,585万4,400円の中にね、当然この訴えによって努力
するはずなんですよ。片一方ではね、500億円の特別損失を計上したから、
もう恐らく損害金を払っていっちょこうということではないと思うんですよ、
企業ですから。ですからこの訴えによって運営経費もこういう3年間で10
億円、施設を引いたらもうちょっと額が違いますがね、これだけ20年から
ずっと請求されるということで、これはやっぱりですね、先程から出ている
んですが一番公平な話合いの場は裁判なんです。双方が意見が違ったら第
三者の国家機関の裁判所に訴えてどうなのかというのをとおおいに活用せんば
いかんわけですよ。ですから訴えがもしも勝訴でもすれば当然何億円とい
う具合に毎年毎年請求されるわけですから、それは経費の削減に向かってね、
運用会社もメーカーもあらゆる改修、いわゆる改修費用が6月から3月まで
いくら掛かったか分かりませんがね、自分の費用でおそらく改修をまた申し
入れるかも分かりません。それはね、私が経営者だったら当然そうさせます
よ。経費が掛からんように改修しなさいと、それを私達はしっかり運用会社
の尻を叩くと、双方が良いわけですからね、それはね。炉も傷まない、それ
から色んな施設も傷まない、今15年から17年の運用をするという計画が
あるわけですが、これが18年になったり、20年になったりなればなる程
ね、新しく建設費用をするよりもおそらく安くあがるのではなかろうかなと、
私はそういうふうに思うわけです。ですから松本議員がネットで調べて色々
私達に教えてもらうのも非常にありがたいことですが、組合とすれば会社に
いかに改善をさせるかその一言に尽きると思いますがいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

基本的に組合として松本議員のお話にございましたそういった専門的なところで調査研究をするのか、極力メーカーの方で研究検討をさせるのか、ケースによってどちらも必要ではないかというふうに思いますので、状況によって判断させていただきたいというふうに思っております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（中村敏治君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

コンサルタントですね、総合エンジニアリングですか。先程の説明によると変更契約書みたいなものもね、そこに相談して、いわゆるJFEの有利になるような変更を進めたような、どうも私はそこがね、腑に落ちないわけですよ。コンサルタントといったら組合の方を向いているのか、メーカーの方を向いているのか、果たしてどっちなのか、これもね、よく今までの経緯を含めて第三者の弁護士なりなんなりに相談をして、そのコンサルタントがどっちを向いているのかというのはこの裁判を通じて私は明らかになってくると思いますよ。ですから味方であったと思う者がそうでもないかも知れん、そういう私は疑いを持って見なければならぬという具合に思うんですがいかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

おっしゃる様に今回の訴えの提起による裁判、これに関わる部分が、これまで確証がない部分も含めまして明らかになってくるのではないかというふうに思っております。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

いくつかお尋ねをいたします。19ページから20ページの余熱利用施設の支出2,128万9,000円ですね、この中で11節の需用費消耗品と

ということで8万7,255円ですね、この消耗品というのが分からんのですよ、どういう物なのかですね。この施設というのは先程の論議の中でも言いましたけども、指定管理者を指定をしてそこで利用料で全部賄ってくださいよという契約をしてる施設ですよ。だから大きな施設その他については所有者の方で費用を出すというのは考えられるんですけど、この消耗品までね、余熱利用施設で使っている消耗品だろうと思うんですよ。こういうのまでこっちが出さんといかんというのはどういうことなのか、中身もちょっと説明をしてください。それから13節の委託料の中で施設管理運営費用ということで300万5,373円ですね。これは施設運営費用ということになっていきますけど、先程言いますようにこの施設はね、施設の運営の費用は全部利用者の利用料で賄ってくださいということでの委託をしている施設なんですよ。こういうふうに書かれるとね、その利用料で賄う指定管理者の委託の他に、また施設管理の運営費用を出してるというふうに非常に紛らわしい。ですからこれはね、施設の管理の運営費用というより赤字の補填でしょ。委託料だけでは賄いきれなかったと、赤字を補填してくださいという内容ですから、その辺はきちんと分けてね、赤字の補填は補填ということできちんと決算には計上をしていただかんとこういう書き方は紛らわしいですから、その辺についての考えをお聞かせください。それから18ページちょっと前に戻りますけども、19節の負担金、水処理施設の維持管理の負担金で1,000万円になってますね。これは18年度の決算書も見てるんですけど18年度には無かったようですね。19年度に初めて出てきているようですからどういうことなのかですね、聞かせてください。同じページのリレーセンター費の需用費光熱水費632万9,497円ですね。リレーセンターに関わる色んな需用費は、それぞれ東部リレーセンター、西部リレーセンター区分けをして次のページにずっと書いてありますよね。ところが光熱水費については一括して、ここは東部西部の合計の額じゃないかなと思うんですけど、この内訳をちょっと説明をしてください。そしてどうしてこういう形になっているのかですね。

○総務課長（今里良二君）

総務課長。

○議長（中村敏治君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

まず20ページの施設管理運営費用、13節委託料ですね、この分につきましては、協定書に基づいて支払をしております。おっしゃるような内容的には赤字の補填に間違いございません。この分については再度確認をしてい

きたいと思っております。もう一点目18ページ19節負担金補助及び交付金の一番下、水処理施設ですけれどもこちらの1,000万円につきましては、用水を諫早市からいただいているというようなことでご説明をいたしました。その分につきましては諫早市で掛かっている維持管理の経費がだいぶ嵩んでらっしゃるということをございます。4,500万円ということ聞いております。その分について諫早市さんと水道局さんと負担されていたんですけども、組合の方で1,000万円、3分の1とは言いませんけども、少し持ってもらえないかということでご相談が17年からずっとあっておりました、その中で19年度から負担をするというようなことで1,000万円の負担金のお支払をするということをございます。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

先程の余熱の分の消耗品費でございますが、内容はエアコンのフィルター代とですね、もう一つ救急で使うAEDの小児用の電極パットの購入費用でございます。それからリレーセンターの光熱水費ということで東西リレーセンター一緒になっております。内訳は電気代で東部が387万7,686円、西部が336万88円、水道代で東部が43万9,428円、西部が15万7,146円でございます。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

後の方からお尋ねします。リレーセンターの費用ですね、こういうふうに光熱水費一括して計上されるとよく内訳が分からんのですよ、これだけ見たんじゃね。だから他の経費と同じように東部リレーセンターはいくらだと、西部はいくらだというふうに分かりやすいようにね、この決算書今後やっていただきたいというふうに思います。それが一つ、それから余熱利用施設の分、消耗品費の8万7,000円の中でね、エアコンのフィルターも入っているというわけでしょ、これは完全な消耗品でしょ、本来だったら受託をした引き受けた方がそういった消耗品は利用料の収入の中から出すという契約になっているんじゃないかと思うんですよ、委託契約の中で。委託契約は受託者の範囲と発注者というか、こっち側の負担というのはどうなっているん

ですか。こういったエアコンのフィルターまでこっち側が出さないかんですか。その辺のことについてね、私の理解では当然そういった消耗品については、委託を受けた指定管理者が利用料の中から払って行くというのは、これ当然のことだと思うんです。その辺がどうなっているのか説明をしてください。それから300万円についてはね、今説明があったように今後、見易いような形でね。これはあくまで運営の費用じゃなくて赤字の補填ですから、それがきちんと決算書にも分かるように計上していただきたいなというふうに思います。いくつかご説明をお願いします。

○施設課長（坂本昌晴君）

施設課長。

○議長（中村敏治君）

施設課長。

○施設課長（坂本昌晴君）

先程エアコンのフィルターと申しましたが、予備フィルターということで最初から備え付けて置かなければならなかった物ということでございます。小児用のAED電極パッドですが、これは大人用しか備えてなかったために小児用も揃えたものでございます。

○議長（中村敏治君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

他になければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

決算について反対をいたします。いくつか反対の理由を述べさせていただきます。一つは質疑の中でもちょっと申し上げましたけど、副産物の件、スラグも入れて収入が68万2,294円でしょ、しかし、その他の副産物の運搬その他に係るこれだけの収入を上げるのに掛かる経費が1,522万5,000円でしょ。差額は1,400万円ですよ。だからこの施設を造る時に捨てる物は何も無いとみんな有用な物ですよというふれこみで造ったにも関わらずね、実際こんだけの68万円の収入を得るために1,500万円もの経費が掛かっていると。これはね、むしろ処分費が掛かっているというふうに見ざるを得ないというのが一つ。もう一つは余熱利用施設についてです。

先程は消耗品のことを申し上げましたけどね、一般質問の中でお尋ねをいたしましたけどね、実際この指定管理者に指定をされているのは協栄ビルメンテナンス株式会社ですよ、指定管理者を指定しているのはこの会社なんです。しかし、実際はですね、この会社の人にはここには誰もいないんですよ。だからそういった形でね、他の会社の人とかに委託をしたり構成員とか色んな形で運営されてるんです。実際名前だけの指定管理者、そういったのは私はやっぱりよくないと、管理者は見直すというふうに言われましたけどね、今度の決算は、その辺がされないままされてますので、これは私は賛成できないというふうに思います。以上です。

○議長（中村敏治君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。議案第9号は、これを認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村敏治君）

起立多数であります。よって、議案第9号は認定することに決定しました。しばらく休憩いたします。5時30分まで休憩いたします。

（午後5時25分 休憩）

（午後5時30分 再開）

○議長（中村敏治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第10号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

それでは、議案第10号平成20年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第1号についてご説明いたします。本補正予算は、平成20年度歳入歳出予算にそれぞれ757万4,000円を追加し、総額で32億141万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算書によりご説明いたしたいと思っております。3ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。まず、1款1項分担金を5,086万8,000円減額し、23億4,913万2,000円に、併せて5款1項基金繰入金を同額の5,086万8,000円増額し、4億6,096万2,000円とする、財源更正を行うものでございます。これにつきましては、

本年4月28日の副管理者会において、南島原市の分担金について、旧布津・深江の2町分のみを組合で処理している事情から、4市の合意がありましたので、5,086万8,000円、南島原市の分担金を軽減しようとするものでございますが、財源につきましては、財政調整基金を取り崩し充てるものでございます。

なお、この軽減でございますが、南島原市の平成19年度第4期目の納付額相当を減額しようとするものでございまして、あくまで特別臨時的な措置ということでご理解を賜りたいと存じます。補正予算書最後のページ、11ページになりますが、分担金明細書をご覧いただきたいと思っております。下段の表の左から2行目、特別軽減欄で南島原市を5,086万8,000円マイナスし、次の欄、軽減後分担金のとおり、1億5,271万8,000円とするものでございますが、軽減に伴う今後の納付額につきましては、年間分担金1億5,271万8,000円から、すでに納めていただいた、第1期、第2期分1億179万4,000円を引きまして、残り5,092万4,000円を分割いたしますと、納付期限欄のとおり、第3期・第4期それぞれ2,546万2,000円ということになります。各市の負担見直しに係る分担金の協議でございますが、合意に至っていない状況でございます。今後も鋭意協議をしていただくことといたしております。

以上が、南島原市の分担金軽減に係る分でございます。

次に、6款1項繰越金を757万4,000円増額し、1億9,319万3,000円とするものでございますが、これにつきましては、次の歳出に係る財源としての増額でございます。それでは、歳出になりますが、4ページをご覧ください。2款1項総務管理費を757万4,000円増額し、8,501万3,000円とするものでございます。歳出の内容は10ページをご覧ください。2款1項1目一般管理費で757万4,000円を増額するもので、先程可決いただきました訴えの提起に伴います諸経費をここで計上させていただいているところでございます。内訳は、9節普通旅費が10万円、12節役務費で切手代3万円、申し立てに係る手数料として498万円、13節委託料で246万4,000円、これは訴訟行為に係る弁護士に対する委託経費でございます。以上、議案第10号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第1号」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村敏治君）

これより議案第10号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算第1号」に対する質疑に入ります。質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示し願います。まず、歳入に対する質

疑に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

歳入の7ページ、衛生費の分担金で5,086万8,000円減額をしています。これは今説明がありましたように南島原市の分担金をこれだけ減額しようということです。その財源は財政調整基金の繰り入れだという説明ですね。この組合の財源は全部構成市の分担金なんです。たとえ財政調整基金からの繰り入れだと言ってもこの5,000万円は、関係市のあと3市の負担になるという関係になつるのは当然のことなんです。その辺をただ財調からの繰り入れだからということでは私は済まんと思うんです。それに見合う分は、あとの残りの3市の負担になるという関係になるわけですから、その辺はきちんと押さえていただきたいということが一つ。それから歳出との関係にもなるもんですからね、今の件ですけど、この分担金については、それぞれ構成市の分担をどうするのかということについては、規約の中できちんと決めてあります。平等割が2割であるとか、後は8割が人口割であると。第12条の所にそれが書いてあるんです、4項、前2項の規定に関わらずと、前2項というのは平等割とか、人口割ですね。特別の事由により経費が同項に規定する負担割合に因りがたい時は、組合の議会の議決を経て特別な基準を定めることができるというのが今の規定なんです。今度の南島原市の減額は、特別な今の規定に基づかない特別な減額なんです。だからこの規定で行くなら当然議会の議決を経たうえでこれは決めるというのが筋だと思うんです。しかし、それがされないまま、関係市の管理者ですか、その辺の集まりで決めてこういうふうな補正予算で出すというのは決めてるこの規定を無視することだというふうな私思うんです。その辺についてどうしてそういうことなのかお聞かせください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

一番目の質問、財政調整基金は、やはり各市の分担の中で蓄えられたものと思っております。組合にも自主財源として廃棄物処理手数料がございますけれども基本的にはその通りだというふうに思っております、今回はそれを

踏まえても必要な対策を講じる必要があるということでそのように判断いただいたものというふうに考えております。それと南島原市の軽減の根拠につきましては、組合格約の第12条による特別な取扱いでございますけれども、これにつきましても当然議会の議決を今回いただいた上で軽減を行うということからすればちゃんと手続きに乗ったものというふうに考えております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

その説明はね、この予算が通れば組合の議決を経たものだというのをあなた言ってるんでしょ。そうじゃないんですよ、この規定は。この割合を変える場合は、まず組合の議決を経てそして特別の基準を設けることができると、もう既に議会の議決を経る前に特別な議決で予算を組んでいるじゃないですか、私はそこんところを言っているんですよ。だからこの予算を組む前に今度はこういう事情で南島原については、こんだけ減額しますと、ですから議会は認めてくださいということを議決した上で予算に組むと計上するというのが順序じゃないですか、そこんところを言っているんです。だから前段の議会の議決がないまま予算が出されていると、この予算の根拠になる規定は何もないということですよ。予算を組む以上どういう根拠でこの予算を計上したというその根拠がないと駄目ですよ。その根拠は議会の議決事項なんです。私はその議決がされないまま予算が計上されていると、だから問題だと規定に違反しているというのを私は言っているんです。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

あくまでも今回は南島原市についての軽減を第12条の規約に基づいてしようとするものでございますけれども、臨時特別な措置として第1項に謳ってあります20パーセント80パーセントを変えるものではございませんので、併せましてこの取扱いについては、県とも十分協議をいたしてございまして特に問題ないというふうな評価をいただいております。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

県が問題ない云々の問題じゃないんです。あなた達が議会に提案している予算なんです。予算を出す以上ね、この予算はこういう根拠でこういう条例なり規定の根拠で出しましたと、その裏付けがないことには予算を編成されんでは。この分担金については、本来だったら12条で2割が平等割8割が人口割で計算しますよと規定があるんです。だからこの規定に基づいて、これまでずっとそれぞれの構成市の分担金が計上されてきたんです。その根拠は規定だったんです。しかし、今度は南島原については、特別な事情があるから減額しましょうということなんです。そういう特別な事情で減額する場合は、ここに書いてあるように組合の議会の議決を経て定めるものとするということになっているじゃないですか。ですから予算に計上する前にこういうことで南島原については、特別な減額をしますという前もっての議会の議決を経てそれに基づいて予算を計上するというのが順序というのは、もう本当初歩的な原則じゃないですか。それがされてないというのはどういうことかというのを説明してくれと僕は言っているんですよ。この予算の減額の裏付けになった規定はどこにあるんですか。ちょっと待ちなさいよ。先程から事務局長が言うようにね、もう予算に計上してるんだと、だからこれが議会で承認されれば、そのことが議決を経たもんだというような解釈というのは全くでたらめなんよ。予算に計上する前にその計上することの根拠になる条例なり規定というのがないことには計上されないんですよ。そこんところを私は言っているんですよ。もう予算に計上したら議会在議決すればこのことが手続きを経たことになるということになったら、条例とか、規定に基づかない予算をどんどん出して議会でその予算が通りさえすればいいということになってしまうじゃないですか。そんなことあっていいわけじゃないですよ。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

ここに書いてある12条の第4項でございすけども、我々はここに書いてある内容を解釈いたしまして今回提案することで南島原市の軽減ができるというふうに判断をいたしております。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

今上程をされておりますのは、南島原市の5,086万8,000円。しかし、今お話にあっていますように議会の規則で第12条均等割は2割、そして人口割8割、また運転費については平等割が2割で処理量8割ということでこれはもう規定をしたと、しかし不都合があったから副管理者とか、副市長さん達が平成18年まで16回とか、担当者が集まって協議をしたと、見直すべきだということが4市の首長さん達で了解ができたから見直しの協議をしていられるんじゃないんでしょう。そこをしっかりとお尋ねをしたいと思います。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

現在の見直しの経過でございますけども、先程も説明いたしましたように平成18年度合併を控えられた旧深江・布津町の町長さんの申し入れ、またその時期の島原市からの副管者会での申し入れを踏まえてずっと続いてきておまして、やはりこれまでの経過はどうにか見直しをしようということでそれぞれテーブルに着いていただいておりますけども、まだまだ全市が合意できると申しますか、その案まで至ってないものですから、ただ見直しはするということについては、4市の了承はいただいているところでございます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

原則の2割と8割はそのまま規定があるんですね。ですからあとその辺を含めて今後どうするかということで負担の割合、その他をどうするかということで今、副市長会でやっております。だからそれはそれとして規定はちゃんとあります。その中の第12条の4項で特別な事情がある場合にはということで、この分担金の明細を見ていただいたら分かりますように、それぞれ分担金合わせて24億円あるわけでございますが。そういった中で南島原市が人口的に13,000人位でございますんで、そういったものを加味しながら

ら、前からのそういった要請もございましたので、4市我々集まって協議をした結果5千何十万かの軽減をしようということに決まったわけです。そのことを今度の議会にお願いをいたしているわけでございます。ですから議会の議決を経た結果その後は執行いたしますけども、そういった状況でございますのでよろしく御了承の程お願いいたします。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

これはあくまでも暫定的な処置ということで捉えて結構ですね。それと平成11年にこの組合が発足した時、2市15町、17市町やったのが平成17年からずっと合併が始まって18年から4市になったということで大変色んな問題が出てきているわけでございます。しかし、17年に稼動をしてもう約3年ですよ。それでまだ負担金分担金が決まらんとらんというのもちよつと異常じゃないかなと私は思っております。一番原資になるのは分担金負担金でありまして、これが決まらんで事務局で何十案も出したけど分からん。しかし、今4人揃うとる市長さん達は色んな難問を解決して来られた首長さん達ですよ。管理者であり副管理者であると思います。今日、牟田さんも良いこと言われました。降りるところは降りてすることはするというのも、本当にしなければ、訴訟も起こす、分担金の割合がもめとらんということも異常じゃないかなと。私は首長さん達が4人寄ってしつかり決まるまで帰らんといいつもりで決めていかんならちよつと無理じゃないかなと、それを決まらん中で動かんなん事務局は、まだ大変だなど思っております。どうでしょうか、管理者、その気持ちを聞かせていただければ、ありがたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

今、ご質問がございましたように副市長会でですね、原案をずっと検討いたしております。そういった中でですね、やっぱり一定の決定をしなければということもございまして、一般質問の中でも牟田議員のおっしゃいました。そういったことで皆んなで共同してやる事業でございます。やっぱり今おっしゃったように平成11年だったですか、それから出発したわけでございますので、そういった皆んなで一緒になってですね、住民の為にこの施設

は造ったわけでございます。やはりお互いに忍ぶところは忍ぶ、また、譲るべきところは、譲ってですね、ちゃんとせないかんというふうに思っているわけでございますので、今後もですね、また、副市長会で協議をするようでございますので、そういったことで今後の期待をしていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○12番（馬渡光春君）

議長。

○議長（中村敏治君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

本当にもう時期がないと思います。また、暫定的にせなんとかということじゃなくて、この12条の第4に規定されるようにですね、新たな基準をする時には、議会の承認があると思います。こうして決定しましたとか、承諾を受けましたということで、なるだけ早めにですよ、示していただければなと思っております。もうゆっくりしとれば、市長選も近い人もおると思います。それぞれ合併の順序がありまして、色々あると思いますけれども、本当にこの難問もやり遂げたよというふうに満場の人にかかるようにですよ、一所懸命頑張っていたいただければなど、とにかく異常な事態は早く解決するように努力をしていただきますようによろしくお願いいたします。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

今、負担金の問題でどっちかが減れば、どっちかが増えるということで、それはバランスの問題ですからいいんですけど、ただ、還元事業とかですね、そういうのもほぼ完了しましたので、やはり32億の1%でも、すぐ浮いて来ますから、この際ですね、徹底的に歳出の削減をしてですね、そして南島原市さんで5千万だったら、3千万位でも歳出の削減をしながらですね、そしてもう一回予算の組み方も根本的に考えてですね、従来こう前年度、前年度というようなことで来ている部分もありますので、やはり管理者、副管理者がそういう努力をしておられますから、事務局としても、その歳出の削減をですね、真剣に取り組んで、どれ位か節減できないか、その中でどうしてもこれだけは足らんなどというところにまた、そこら辺を考えて負担をお願いをしていくというふうなことでそこら辺ももう一つ見方は両方ありますが、そういうのも是非していただいてなるべく仲の悪うならんごとですね、

皆んな仲ようせんといかんで、そこら辺含めて一つ事務局にお考えを聞きたいと思いますが、いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

実際歳出予算の削減、予算の削減については、当然、精一杯努力はいたしておりまして、今後も継続して参りたいと思います。その結果として各市の負担が少しでも安くなればと思っているところでございます。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

色々説明を受けたわけですが、午前中の説明では一案二案それからもう一つ今回出されております10月末日請求、1月末日請求ということで、だいたい5,000万円程度だということでありまして、どうも話を聞いていると根拠がないのが根拠だと、しっかりした根拠は一体どこにあるのかと考えざるを得ないのですね、というのは、この10月末日、1月末日と19年度分についてこれだけ減額しますよということであるならば、きちんとした分担割合、負担割合を決めて19年度に遡って、それは適用されるということですよ、きちんと決めた上でこういう取り計らいをするのが、私は通常のあり方だろうと思うのです。その中でも特例的な処置であると、南島原市さんの人口的な問題というふうに言われました。それを言われているのか、合併によって色々問題が出てきているから言われているのか、どっちなのかははっきりしていただきたい。そして特別な事情ということであればですね、どの市も特別な事情はあるんですよ。ある意味では、私ども島原市もその中にも入るのではないかと、増えるところもそうではないかということになるだろうと思うのですね。だとするならば、きちんと負担割合を決めて19年度に遡って適用しますよということを決めた方が1番すっきりするのではないかと、そしてそれを必死になって詰めていただくと、詰めるというのが今皆さん方の仕事ではないのかと、どうもその辺の疑問がもやもやして解決できません。南島原市さんの事情、お気持ちについては、十分よく分かります。しかし、根拠の無いものを議会で認められるのかと、その後の話だと遡ってやればというのが私の見解ですが、そういうところでの論議はなかつ

たのですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（中村敏治君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

この分担金の話合いにつきましては、18年度からもう2年半続けてきておりますけれども、未だに残念ながら1つの方法の合意に至っていない状況でございます。こういった中で今後も引き続き、副市長さんとか、各副管理者会でも努力いただきますけれども、現時点ではまだ具体的な合意の時期等が見えない中における臨時特例的な手立てというふうに理解をいたしております。

○議長（中村敏治君）

他に歳入について、松本議員。

○1番（松本匠君）

その気持ちは分からないわけではないが、しかし、根拠の無いものを議会に求められて、いかがでしょうかと言われてもきちんとした根拠が上がってないわけでしょ。今回の場合、私はそう思うんですよ。1案2案出てさっきも言いました。そしてここに書いてある2回の議案5千万、ほぼそのラインに近いということで、説明を受けてもそれは根拠が無いでしょうと。根拠があるのは何かって言えば、時間はかかってもそれを詰めてどこまで遡って適用するのか、それしかないじゃないですか。じゃあ聞き方を変えましょう。そういう論議はなかったのですか。副管理者の段階では。それもクリアーしてこういう結果になりましたということであればまた考えさせていただきます。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

○議長（中村敏治君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

さっきから局長も答弁をいたしておりますように、以前からこの深江、布津のその関係につきまして、軽減方をいう話がございます。規定によりまして、建設費、運営費、運転費2割、8割とこういった負担割合があるわけでございます。最終的にだいたいこういったことでいくわけでございますけれども、ただこれで決めた場合にどうしても分担金の2億3百万ちょっとというのが、南島原市として、人口その他から見た場合にやや、やっぱりきつ

いなというそんなことをございます。ある程度この分を何とかしないといけないということで、12条4項の特別な事情によって、こうしようということで決めたわけをございますので、いずれにしましても私ども、副管理者会或いは副市長会でもずっと検討した結果、こういった結果になったわけをございまして、今後のこの負担金、分担金につきましては、今現在きちんとした方向を副市長会で討議していただいているわけをございますので、先程から何度も申し上げますように、そういったことにつきまして、今後とも鋭意我々詰めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。以上をございます。

○議長（中村敏治君）

歳入に対する質疑はございませんか。それでは歳出に対する質疑に入ります。

○議長（中村敏治君）

他になければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○7番（木村和俊君）

議長。

○議長（中村敏治君）

木村議員。

○7番（木村和俊君）

質疑でこの分担金の根拠になっている規約のことについては、説明をさせてもらいました。改めてもう少しこのところをはっきりさせたいと思うんですよ。この組合の分担金の計算の根拠になっているのは、規約の12条なんです。2割を平等割、8割を人口割でいきましょうと。それが基本ですね。そして4項でその規定はあるけれども、特別な事情がある時には、組合の議会の議決を経て特別な基準を定めることができるということなんです。だから2割8割によりがたい、今回みたいにね、特別な事情がある時には、特別な基準を作ってよろしいと、しかし、その基準を作るのは、議会の議決事項ですよと明確に規定してるんですよ。私はそこんところを言っているんですよ。ところがその事前の特別な基準をどうするのかと、議会には何も諮ってないじゃないですか、副市長が集まってね、金額だけ相談してこれで合意したからということで、予算計上したわけでしょ、計上する前に議会にきちんと今回はこういう事情だからこういう特別な基準でいきたいと思うからこの規約に照らして議決してくれとそれをまず、順序として出してそれが決まればそれでもって減額する基準を決める金額を予算に計上すると、ほんと初歩的な原則的な手順なんですよ。だから、私ね、そういったことがね、されなまま予算に計上されて、その予算が議会で認められれば、そのことが議会

の議決を経たことになるなんてね、そんなでたらめな論議は成り立たないので、そのところを改めて私はね、強く言いたいと思います。併せてね、本来、議会の議決事項に掛かることが全く無視されて、副管理者の話合いだけでことが進められると議会を全く無視されていることじゃないですか、私はきちんとね、議会としてそういう議決事項に関わることは、きちんと議会の議決を経てくれということこそね、議会としての立場だろうというふうに思うんです。私は、そういうことがされていない今回の補正予算にはね、決して賛成できません。反対します。

○3番（古川利光君）

議長。

○議長（中村敏治君）

古川議員。

○3番（古川利光君）

反対討論は、それはそれなりに、理解をいたしますけども、今回運営をしていくうえにおいて、どうしても負担金の姿を見せていかんといかんということからですね、当然議決をしてやるのが一番完璧かも分かりませんが、やはり今の状況の中では、緊急的な措置としてですね、これは議決をしてですね、そして、やっていかないといけないと私は思いますから、そういう意味でこの議案にはですね、賛成をさせていただきますが、色んな事情につきましては、早急に解決ができますように期待をいたしたいと思っております。そういう意味で賛成をいたします。

○議長（中村敏治君）

他に討論ありませんか。

○1番（松本匠君）

議長。

○議長（中村敏治君）

松本議員。

○1番（松本匠君）

賛成をいたします。ただし、指摘があった議会の議決を云々という部分についてはですね、これは今後の議会と組合の間柄においてはですね、決して間違えてはならない問題だということを強く指摘させていただいたうえで、何故賛成するのかと、今、古川議員もおっしゃいましたが、これをクリアしないとどうやら次のステップに進めないんだという組合の置かれた非常に厳しい立場があると、私はそういうふうに理解をさせていただきます。しかしながらですね、ほんとに特例的な臨時的なことであります。根拠の無いのが根拠みたいな形でどっからきた数字なのかというのもね、はっきりできない

ということですね、やっぱりもう一度しっかり考え直していただきたい。なぜ、きちんと決めてから遡ることが待てないのかとそこをしっかりと考えさせていただきました、私も辛いですよ、こういう賛成討論をするというのは、それが組合の現状であるならば、先の為に進めむステップの一つとして私にとっては、かなり熱いお湯でありますけども飲み下さざるを得ないのではないのかと判断をいたしますので、言葉上大変恐縮ですが、あえて賛成させていただきます。

○議長（中村敏治君）

他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

なければ、これをもって討論を終結し、これより採決いたします。

○議長（中村敏治君）

お諮りいたします。議案第10号「平成20年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)」は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（中村敏治君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。議案第10号は、これを可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村敏治君）

起立多数。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議長（中村敏治君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村敏治君）

ご異議なしと認めます。これをもって、平成20年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。長時間に亘り、大変お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

（午後6時10分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 中村 敏治

署名議員 馬渡 光春

署名議員 岩永 和昭